

16.6.21

業鑛炭石

報會助互

筑豐鑛山學校

號月五 · 卷號 六五 第第

昭和十三年四月七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十八日發行)
昭和十六年五月二十四日印刷納本 昭和十六年五月二十八日發行



行發會助互業鑛炭石

三井銀行

若松市本町五丁目

若松支店

電話自三八〇至三八二
 振替 福岡一四五〇
 番号 下關一八四二

石炭鑛業互助會報第五月号 (昭和十六年五月) 目次

論 說

石炭の増産状況を奏上…………… 本間福岡縣知事謹語……………(一)
 石炭統制會に就て…………… 日本石炭株式會社 副社長 古田慶三……………(二)
 石炭増産對策並に統制に就て…………… 互助會石炭株式會社專務取締役 武内禮藏……………(七)

参 考

全國的生計調査より見た最近の勞務者の生活狀態……………(三)
 五助會資材取扱要覽…………… 本社資材部……………(四)
 鑛業報國皆勤曆實施要綱……………(五)
 第五回石炭山鑛業報國強調週間實施要綱……………(六)
 第二回勞務者表彰式……………(六)

彙 報

石炭増産強調週間の成績……………(六)
 福岡鑛山監督局長裁決……………(六七)
 石炭統制會問題……………(六七)
 商工省異動……………(七)
 石炭輸送に專用船就航……………(七)
 本年上半期石炭配給一割増……………(七)
 本會記事……………(九)
 石炭鑛業權(試掘、採掘設定)鑛區異動……………(九)
 炭界日誌……………(九)

探鑛獎勵金交附範圍擴大……………(七)
 鑛工業總力發揮委員顏觸……………(七)
 鑛工業戰士に保養所設置問題其他……………(七)
 吉田磯吉翁……………(九)
 石炭割當にカロリー制加味……………(九)

石炭統制會について

日本石炭株式會社 副社長 古田慶三



四月十九日、本社では古田日本石炭古田副社長の來若を機會に若松市公會堂に懇談會を開いた、本稿はその際古田氏の挨拶を速記したものである
(文責在記者)

(前略)石炭増産の必要なる今日より大なるものはないのであります、しからは石炭増産にはどうすればよいか、販賣配給については既に日本石炭によつて法的に行ふ事になつて居りますが、生産部門については別に統一した機關がない、大手筋に關しては聯合會があり、地方には互助會其他各地に統制團體がありますが各團體の横の連絡がついてゐないのであります。今日押しなべて生産方面に對する根本規則がないことは一つの欠陥であるとして一般では認めてゐるのであります。機構を統一して強力な團體とし、その力によつて増産の方法を講ずべきではないかといふ聲が起つて來てゐるのであります。それには各生産に就いての統制會を作らねばならぬ、就中鐵と石炭は軍事上最も重要であるから早く作らねばならぬといふので小林前大臣も非常にその必要を痛感され鐵鋼の方は平生氏を中心として、逸早く統制會を組織するまでに運んでゐるのであります、恐らく今月の中に成立するのではないかと思はれるのであります。

引續き石炭の方の統制機關も早く作りたいたとあつて、熱心に方法を考究してゐるのであります、殊に新商工大臣の豊田閣下も軍部關係として最も石炭に重点をおいて居られるやうでありますから、尙一層拍車をかけて統制會を作るべく進行して行くものと思はれるのであります。

前議會には重要産業法律案を提出するといふ話でありましたが引込めました。多分これは總動員法に依り勅令を待つて法令を出し統制會を作るやうに準備されて居るものと考へられます、恐らくこれは左程遠くない中に勅令が發布され統制會を作り、その統制會に權能を與へて命令出來るやうにし統制の強化をはかるものと思つて間違ひないと思ひます。

さて統制會をどういふ風に組織するか、既に御聞き及びと思ひますが政府内にもいろ／＼議論があるやうです、一元化して配給と生産を纏めたがいゝ又石炭が餘つた時の事も考へねばならぬ、餘つたら需要の方法を講ずる尙餘つたときは供給を制限する、需要と供給とは車の兩輪の如きものであるからこれを一元化する方がよいといふ人もあります、この論は純理上から言へば反對出來ないが實行はなか／＼難かしい、例へば生産業者を一口に纏めると言つても御承知の通り大小礦業家の懸隔が甚しいし、利害が一致しないそれを一々考慮して實際に即應して組織することは到底無理であります、困難であります。要するに政府内に於ては未だ結論に到達してゐない。一体礦業家がこの重大問題につきどう考へてゐるかといへば各團體に横の連絡がないから礦業家の一定した意見が纏つてゐないのであります。

一方大きなものは大きな統制會のメンバーとして地方地方のものは統合整理して協力なものを作りそれを統制會の地方支部とし、そしてそれに代表者を置いて中央統制會に於て發言權を持せるがよい、今日聯合會と互助會が一緒になることは實現出來ない、かう言ふ論もあるものであります。ま／＼になつてゐるのであります。

政府としては出来るだけ生産者の意見を聞いてそれをもとにして行くといふことになつて居るやうであります、官僚獨

善は不可であるとしてゐます、従つて生産界が一致した意見を出せば政府はある程度まではそれを尊重して行かうといふ意見であります。何分今の處では鑛業家全体として纏つた意見が出来てゐませんので止むを得ず生産者個々の意見を聞いて、實情を認識した後、政府自ら具体案を作る事に恐らくなるのではないかと思つてゐます。それが果して炭業界の爲よいか悪いかそれは考慮すべき点であらうと思ひます。

それにしても所謂、中心となるべき有力者の纏つた意見がなければ都合がわるい、恐らく適當なフェューラーを統制會長として、どこからか推薦してくれるのではないかと思はれる節があります。

下から盛り上つて来る翼賛會の氣分、これは鑛業界にもあつてよいのではないか、それが鑛業家の爲有利ではないかと私は思ひますがさてどういふ事になるか今のところ判りません、新大臣は目下主だつた人々の意見を聞いて考へを決めやうとしてゐるやうに新聞では見えてゐます、既に松本社長とも會見して居られますし其の外段々とあらうと思ひます、統制會の話は先づこの位に致したいと存じます。

次に十六年度石炭配給について述べますと、相變らず供給不足で需要の方がちよつと數字は申せませんが非常に形大であります、十五年度の増産目標は六百萬噸でありましたが奨励金を出したりして増産に努めた結果、まだ三月末の數字は判りませんが政府では先づ豫定に近い好成绩を得たとしてゐるやうであります、我々ではそこまで難しいのではないかと思ひます、とに角相當増産は出来たのであります、尙十六年度も六百萬噸を目標として居ります。

次に今回の買取價格について申しますと、互助會の他の方面で生産費が高くなつて居るものがあります、これはよほど考慮して貰はねば將來の増産計畫に障る、多額の資金を個定してやつて行けない、又保償金の如き毎年變る様な不安なものではないか、もつと業者が安心して行けるやうな政策を行つて貰ひたいといふやうなことを無理に政府に陳情して參

つたのであります、或は又、奨励金についてもそれは時局に必要な方法でありませうが、これのみで償つてしまふわけには行かない、矢張り適正炭價を定め、値打のある炭は値上することが必要であり、又増産を効果的ならしむるものであるといふことを、充分説き廻つた、實は政府の方で『ももう分つてゐる、もう言はんでくれ。』といふ位、理解されてゐるのであります、しかし低物價政策が主張されてゐる爲どうしてもそれが實現を見ないのであります、出来るだけ保償金を増額して、鑛業家の立場を考慮して増産出来るやうにするといつて、今日保償金を六五〇〇万円昨年より増額されたのであります。

さてその増額された保償金をどういふ風に入値段に織りこんだかと申しますと、こんどの増額を大藏省が承認した理由が、軍事的に關係深い、原料炭やガス用炭、軍需工場用炭、發電用炭、それを増産しなければならぬ、それを重点主義に依つて増産するといふにありました、それで大藏省も議會も通過しました、従つて値段の割當もその主義でやるといふのが政府の方針でありました、低級炭に對してそれ程増産奨励を行ふ必要はないといふのであります。

しかしながら原料炭の如きは増産しても供給困難な實狀にあります、従つて現在一般用炭を使つてもよいところで原料炭を使つて居るところは、その使用を止めて、一般用炭を使はせる、以下順繰りになつて下級炭を使はせねばなりません、そうすると全体としての需給を考へねばならぬこととなり、下級炭だからといつて保償金をやらん事はいけない、又下級炭も同じやうに生産費が高くなつて居ます、この實情も考慮しなければならぬといふことをお答へ申したのであります、結局下級炭まで値上する事になつたのであります。

又日本石炭會社の事務上については、實際に於て前年度は準備が出来てゐなかつたので萬事後れ勝になつて皆さんに御迷惑をかけたことは我々萬々承知して、甚だ遺憾に存する次第であります、金融等に就いても皆さんに充分な満足と與へ

なかつた事は誠に濟まないと思ひます、十六年度は事務を簡單にして敏速に業務を運ばねばならぬと考へてゐます、金も拂はねばならぬものは早く拂つてしまはねばならぬと思ひまして、我々も熱心に當局と會見して交渉しました、今後は一般の積出し港で打切つて差金を計算し、早ければその月の中に金を拂ふ、月末の積出でも翌月の半ば頃には支拂ふやうにしたいと思ひます。

それから書類についても支店の人々に對して督促してやつて居りますが、國策會社である爲に一々精算内容に付會計検査院の検査を受けねばならないがそれがなかくうるさいのであります。書類を合法的に揃へて充分説明出來ないと思ひますのであります、そうなるとうしても書類が多くなり手数がかゝる、出すべき書類が多くて甚だ迷惑でありませうがどうか事情御諒解の上出来るだけ協力して戴きたいと思ひます。

十六年度は前回の如き欠陥がないやう是非やりたいと熱望して居りますが、それには互助會方面の協力がなくてはやれないのでありますから、どうかこれまで以上に密接な關係を結びまして國策に順應して参りたいと存じますから、どうぞよろしく御願ひ致します、お互に他人と思へないのであります、困つたことは話合ひまして手傳ふやうに行きたいと思ひます。

石炭統制會の適用範圍について

石炭統制會の統制範圍は、有煙炭、無煙炭、亞炭、煽炭等の四部門を統轄するが人造石油部門は石油統制會に譲り、石炭政策と最も關連の深い乾餾事業中、ガス事業等はその企業構成上タッチせず、コークスのみに對象を置き、これと併行して無煙炭の大量消費部門たる煉炭部門の統轄を考慮されてゐるが、いづれにしてもコークス、煉炭等の部門は第二次の整備に譲り、先づ炭業生産機構の一次的整備を急いで、右四部門を統轄することとなる模様である。

石炭増産對策並に生産統制に就て

互助會石炭株式會社專務取締役 武 内 禮 藏

今日の戦時經濟運営が物動、生産擴充、將た又物價問題なき悉く軍需中心に集成され只管高度國防國家建設目標に置かれる事は、刻下の緊迫せる世界情勢に對處しつゝ、焦眉の支那事變完遂と東亞共榮圈確立の途上に在る、わが國策上絕對不可避といふ可く、之れ時代が要請する當然の歸結である。而してこれが更に進展し所謂綜合的計劃經濟にまで移行しなければならぬ事は既に國民一般にも浸透しつゝ、ある所である。爲に戦時經濟に課せられたる最高の使命は生産力の増強と國民生活の安定にある。言ふ迄も無く石炭が國防經濟力の培養素として現下の軍需、産業の資源として生産擴充にとつて絶對不可欠のものたるは今更ら言ふ迄も無い。特に石炭の需要は事變以來軍需工業の勃興に伴ひ昨年度に於ては昭和八年の二倍半に激増し需要計劃に對する不足は十三年度に於て三百五十萬噸、十四年度五百萬噸、十五、十六年度に於ては更に加速度の大量不足が豫想される。斯くの如く需要の遞増するに反し供給の伴はざるは戦時經濟の進展に伴ひ當然の可き過程にあるとはいへ需給の一次的調整即ち生産、配給、消費の部門に於ける施策よろしきを得ば、敢て需給の均衡を失するが如きあり得可き事象でない。言ふまでもなく生産には費用が伴ふ。この費用と其の代償として支拂はれる價格を比較し前者が後者より高ければ、生産が増加され、然らざれば減少する。故に生産の數量なるものは、生産に要する費用と其の代償として支拂はれる價格の函數として決定されるのであつて、如何に公益優先であらうとまた國營企業であらうがこの費用と價格の函數的制約を脱して生産が増加される道理はない。石炭の公定價格なるものがこの矛盾障着の好

標本である。昭和十三年九月一日商工省は輸出入品等臨時措置法に基いて、昭和石炭に對しては標準價格の約一割、わが互助會に對しても相當額の値下げを強行せしめた儘、今日まで一律釘付し去る四月一日一部炭價の修正を行つたといへその間生産費に要する勞銀、諸機械類は勿論、杭木、板類等の木材に至るまで急騰を告げ昨年九月十八日の物價停止令迄約一年間に二割六分方の値上りを來してゐる状態である。

斯くの如く生産費は暴騰するに委しこれに伴ふ價格の引上は一切行はれなかつた。其結果今日では多くの炭礦業者は採算不引合ひの苦境にあり業者としては經營状態が殆んど赤字となつてゐる。ために企業心は著しく阻喪し憂慮すべき状態にさえあるといつてよい。依つてこの際増産の成果をあげるには現在跛歩状態に置かれてある炭價を速かに適正價格に改訂することである。而も各種産業の生産費を占める石炭代の位置は極めて低く、一般需要家は多少の炭價の値上りより事業上必要な石炭の確實に供給されることを只管要望してゐる。商工統計によれば國內全工業の總生産品價格に對する全工業用炭の買入價格の割合は僅々一・八（昭和十二年度）に過ぎぬ。石炭平均價格適當り廿五圓に對し假りに五圓値上して二割、結局百分の一・八の二割、千分の三・六、即ち千圓の工業製品に對し僅々三圓六十錢の値上に過ぎぬ。而も石炭鑛業は他の製造工場と異り地下資源開發といふ特殊性を有する企業たるにおいておやである。今日の狀勢に照らし根本方針として低物價政策の必要なる事は何人も異論のあるべき筈はない。しかし現下我國の究局目標が基礎的重要資材の増産確保にある以上跛歩状態により剩へ赤字さへ出して經營してゐる石炭の價格を修正し國家が指標する石炭増産に邁進すべく施策する事は理の當然である。政府は生産費の暴騰をカバーするため補助金政策を實行してゐる。しかし補助金は國庫財政上困難であり、かつ一定の範囲に限定され勝ちで到低加速度に増加する出炭に對する歩調を合せ行く事は望まれない。一面業者によりて年々豫算關係で加減せられる事は企業心に不足を抱かしめるのみでなく起業投資に對する意氣込みを鈍重な

らしめる傾向がある。これによつて増産所期の目的が達成せられるなき思はざるの甚だしきものである。この際増産の實績をあげ高度國防國家の完遂を企圖せんとせば速かに適正炭價を制定する事を國家産業上より上げらる可き最大緊喫の



(寫眞ハ武内事務取締役)

策ではあるまいか。以上述べた所に依つて觀ると業者に不安を抱かしめ徒らに企業心を尖らせ投資を阻むが如き補助金政策より寧ろ一步を進め適正炭價を設ける事が石炭増産の捷徑必要條件である事はいふ迄もない。がこのほか二三事項を擧ぐれば(一)生産指導に關する具体的方法の實踐(二)日石の機構改正及其業務運用の單化(三)原料炭、瓦斯發生爐用炭の増産促進(四)低品位炭の許可緩和(五)勞力

資材の優先的配給(六)金融の確立即ち興銀、勸銀の積極的貸出し其貸付に對する政府の保証等あるもこれらの點に就ては屢次述べた所で後日改めて論及し度い。我等は今回財界重鎮の小倉正恒氏が無任所相として入閣し平沼内相の内政總監

と併立し經濟總監督に納まり、豊田商工、鈴木企畫院總裁のコンビに依り時局が要請する石炭増産対策と低物價政策を如何に切り盛りされるか、小倉氏は就任早々低物價の凹凸面は適正に改訂し經濟運行に關する旨聲明してゐる點から見て必ずや生産コストを割つてゐる業者の狀態を正視し現在業界の苦境を打開し以て明朗業界の前進譜を奏する様施策さる可きを信じ疑はぬものである。

石炭統制會問題

近代戰の勝敗は單に武力戰によつてのみ定まるものでなく武力と併行し經濟力の持久如何即ち國家總力戰に堪へ得るや否やによつて定まるものとなされてゐる。故に國家指標の戰時態勢に向つて國內機構が綜合的の最高機能發揮の遂行計畫の下に改組されることは理の當然である。此点より現在の石炭鑛業界を觀るに配給、消費部面に於ては昨秋より日本石炭をして統制の任に當らしめてゐるも肝心の生産部門は未だに放任されて生産と配給とを結びつける一貫した統制機構が確立してゐない。ために一朝有事の際、機敏適切なる措置をとる事困難で需給の調節上大支障を來しゐる事も一再ではない。斯くの如く統制機構の不備を補ふためには、生産、配給及消費の全過程を一貫する唯一強力なる統制機構を確立し、これを統率する最高指導者の意志が恰も人体の中樞神經より全身体の末端に至るまで透徹せられるやう組織化することは刻下の緊要事である。此点に我等は既に昨秋日石創立に先立ち石炭統制の一貫せる政策を遂行するには消極的な配給、消費規正部面より先づ第一に生産部門の統制に着手すべきを主張したものである、而も當局は我等業者の言に耳を藉さず生産部面を後廻しとなし配給消費部門の統制に着手し跛歩政策をとつた結果、需給調整節はしからず原料炭に於ては寧ろ石炭不足をさえ露呈するに至つた。今日より見て我等の豫言が不幸的中したるを痛嘆するものである。巷間傳えられる石炭統制會

の組織案なるものに依ると

第一案、統制會事務局の主体は配給、生産全部面は年間五十萬噸以上の大會社は直接統制會社に加入せしめ其他は地方的に統制機關を置きこの團體を一單位として統制する配給部面は日本石炭を或程度強化もつて當らしめること、その爲企畫總務、調査、技術部などを置く。

第二案、生産統制組織は年間三十萬噸以上の會社を加入單位としそれ以下の中小炭鑛はブロック別統制機關を設けこれを單位とすること配給部面は大体现日本石炭をもつて統制實施機關としその他下部配給組織もその儘とすること。

第三案、日本石炭が過般來主張して來たごとく日本石炭を最高機關とし日炭内に配給、生産部面を一元化すること。
右三案を検討するに何れも既存生産團體を單位として有効適切に運営するの根本方策に於て既に缺いて居り強ひて言はしむれば、第一案は生産統制の徹底を期する上から隔靴痛痒の感あり第三案は運用圓滑を缺く嫌ひが顯著、第二案は現狀維持の點に於てやゝ可能性がある。徒らに事務を繁忙ならしめ相剋摩擦を生ぜしむる憂ひある點に於て共通する所がある。我等は計劃經濟の最高能率を充分發揮せしむる國家目的から從來經濟的に獨立し細胞組織に基礎を置く既存中小炭坑を網羅した生産團體、即ち鑛業互助會を初め宇部石炭鑛業聯合會、常磐炭鑛聯合會、北海道石炭同交會、西部鑛業聯合會を横に連繫し一方大手筋も亦これに倣ひこの二系統團體を一元化し一方配給部門は日炭としてこれに當らしめ生産配給消費を統率する最高指導者を設ける事である、所謂作戰本部式に改造し恰も網の手元の如く命令一下直ちに末梢神經まで徹底するやう改むことが緊要ではないかと思ふ。

以上石炭増産対策並に石炭統制會につき所見を述べたが大方諸賢の御教示を仰ぎ度い。

全國的生計調査より見た最近の勞務者の生活狀態

まへがき 賃金統制令の施行に關しては既報の如く、同令の核心ともいふべき賃金總額制限の施行に關してはその後一般統制經濟の再檢討の擡頭から賃金統制に對しても、かつてソ聯が實行して來た經驗のある劃一的統制の弊を是正せんとする空氣が濃厚となり、賃金統制令の施行上の主務官廳たる厚生省勞働局資金課に於ては、かくの如き賃金統制令是正論の擡頭と直接的な關聯はないにせよ去る一月下旬、賃金統制令の立案者である弘津事務官が賃金總額制限の施行を前にして突然内務省土木局に轉出するに至る等の事情から、同課における賃金總額制限の具體的内容の決定は遅延に遅延を重ね、目下の情勢では假令實施されるにしても早くて來る八月乃至九月頃になるものと豫想されるが、賃金統制に關しては獨特の見識を持つてゐる住友の小倉正恒氏が無任所大臣として此度入閣したことは、民間に於ける劃一的賃金統制令是正論の擡頭と關聯して極めて注目すべきものがあり、場合によつては目下厚生省事務當局及び中央委員會に於て決定を急ぎつゝある賃金總額制限方式の内容に對して、相當重大なる變更が加へられぬとも計りがたい形勢に立ち至つてゐるのである。即ち、一昨年十月の賃金臨時措置令の施行以來勞務者の賃金は名目にも亦實質的にも一路低下のあとをたどつてゐる狀態にあり、日常生活必需品の實際的昂騰からその生計は次に掲出する各種統計表を見ても判るやうに、一部の高給者を除いては何れも相當の困難を示してゐることは否定し得ない事實である。いふまでもなく賃金の問題は勞働行政、勞務管理上の最重要問題であるだけに、勞務者側の意向を無視した劃一的統制を強行せんか、それに因つて招來される事態の責任は總べて當局者側に於て負はねばならぬのである。問題は極めて深刻である。

此の意味に於て勞務者の生計が如何なる狀態にあるかを知悉しておくことは、賃金問題の適正なる解決を圖る上から見

て極めて必要であると思はれるので、以下某官廳で調査した昨年四月分の生計調査を基礎として、其の實情を紹介してみることにした。尤も此の調査は一年を通じて比較的支出額の多い四月分であるだけに、一ヶ年を通じた平均生計費の決定額は勿論知ることは出来ぬが、大体の實情は以下に掲出する各種統計表に依つて窺知することが出来ると思はれる。尙本號に於ては誌面の都合上支出費目中の具體的な内容について説明を加へることが出来なかつたが、これは何れ別の機會に於て詳述する豫定であるから豫め御承知置き願ひたい。

収入より見た生活狀態

勞務者の生活狀態を調査するに當つて先づ第一に問題となるのは収入額の具體的内容如何である。即ち、本調査に於ては全國的に見て物價のもつとも高い大都市を甲地域とし、その附近に居住する勞務者六〇一世帯、大都市に次ぐ高物價の傾向のある地方を乙地域とし、その地方に居住する勞務者三四四世帯、更に全國的に見て比較的物價の低廉な地方を丙地域とし、その地方に居住する勞務者一〇〇世帯、合計一、〇四五の工場勞務者世帯及び二八七の鑛山勞務者世帯について収入額の具體的内容を調査したのである。先づ地域別、職別、賃金階級別に見た収入總額と一世帯當り家族數の内譯を示すと次の通りである。

工場勞務者

収入階級別	調査世帯數	一世帯當り平均家族數	一世帯當り平均収入總額
1、甲 地 域			
四〇圓未滿	一	六	六六・二七
四〇圓—六〇圓	三	二・九	五四・五七

六〇圓—八〇圓	六一	三・九	九一・四七
八〇圓—一〇〇圓	一八	三・六	一〇七・六〇
一〇〇圓—一二〇圓	二二	三・八	一二四・六二
一二〇圓—一五〇圓	一四	四・三	一五〇・六五
一五〇圓—二〇〇圓	一〇	四・五	一九八・六〇
二〇〇圓以上	四七	五・五	二七三・八一
平均		四・一	一四七・八八
2、乙 地域			
四〇圓未滿	五	四・六	五五・九七
四〇圓—六〇圓	一八	三・七	七九・七七
六〇圓—八〇圓	九五	三・七	八六・九〇
八〇圓—一〇〇圓	九五	四・二	一一〇・〇一
一〇〇圓—一二〇圓	六九	四・五	一三七・五二
一二〇圓—一五〇圓	三六	四・九	一四八・一二
一五〇圓—二〇〇圓	二五	五・〇	一七八・六七
二〇〇圓以上	一	六・〇	四三七・一一
平均		四・三	一一七・二八

3、丙 地域			
四〇圓—六〇圓	五	四・〇	七六・一三
六〇圓—八〇圓	二二	三・八	七五・九六
八〇圓—一〇〇圓	五〇	四・五	九九・六三
一〇〇圓—一二〇圓	一六	四・六	一一五・三二
一二〇圓—一五〇圓	三	二・三	一六六・〇一
一五〇圓—二〇〇圓	三	五・三	一八三・八七
二〇〇圓以上	一	七・〇	二九八・七八
平均		四・三	一〇二・三四
鑛山勞務者			
收入階級別			
1、札幌鑛山監督局管内			
四〇圓未滿	三	四・〇	四三・三三
四〇圓—六〇圓	五	三・〇	五六・二八
六〇圓—八〇圓	九	三・九	八四・一七
八〇圓—一〇〇圓	一九	三・四	一〇六・二五
一〇〇圓—一二〇圓	二四	三・六	一一五・六二
調査世帯數			
一世帯當家族數			
一世帯當平均收入總額			

一二〇圓—一五〇圓
 一五〇圓—二〇〇圓
 二〇〇圓以上

平均

2、仙臺鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓
 六〇圓—八〇圓
 八〇圓—一〇〇圓
 一〇〇圓—一二〇圓
 一二〇圓—一五〇圓
 一五〇圓—二〇〇圓
 二〇〇圓以上

平均

3、東京鑛山監督局管内

四〇圓未滿
 四〇圓—六〇圓
 六〇圓—八〇圓

七
 三・三
 一四四・九四
 六
 四・一
 一八二・三九

三・六
 一一〇・七〇

五
 三・〇
 六九・六八

一九
 三・七
 七九・一三

一六
 四・九
 九五・二一

一二
 四・二
 一一二・一九

四
 五・五
 一五六・九一

三
 三・三
 一七四・四六

一
 四・一
 一四三・五二

二
 三・五
 七六・三五

三
 三・三
 五六・二二

九
 四・六
 九四・六二

八〇圓—一〇〇圓
 一〇〇圓—一二〇圓
 一二〇圓—一五〇圓
 一五〇圓—二〇〇圓
 二〇〇圓以上

平均

4、大阪鑛山監督局管内

四〇圓未滿
 四〇圓—六〇圓
 六〇圓—八〇圓
 八〇圓—一〇〇圓
 一〇〇圓—一二〇圓
 一二〇圓—一五〇圓
 一五〇圓—二〇〇圓
 二〇〇圓以上

平均

5、福岡鑛山監督局管内

一三
 四・二
 一四九・二七

四・一
 一三一・〇〇

一
 三・〇
 五一・八九

一
 五・〇
 九七・八四

八
 四・一
 八〇・八七

一〇
 四・四
 一〇七・九一

九
 三・〇
 一二六・三五

一一
 四・九
 一五一・一〇

二
 六・〇
 二二三・五九

一
 四・二
 一一二・五〇

四〇圓未滿	一	五・〇	九〇・〇〇
四〇圓—六〇圓	二	六・〇	五九・三八
六〇圓—八〇圓	八	三・八	一〇〇・二六
八〇圓—一〇〇圓	二二	四・六	九四・四九
一〇〇圓—一二〇圓	二〇	四・三	一二二・三一
一二〇圓—一五〇圓	一三	四・八	一四〇・五二
一五〇圓—二〇〇圓	四	五・五	一七三・六三
二〇〇圓以上	一	五・〇	二一八・五二
平均		四・六	一一六・二四

以上の統計を全国的に見ると、工費勞務者に於ては平均収入八〇圓以上一〇〇圓前後の者が最も多く二六三世帯を占めてをり、次に同一〇〇圓以上一三〇圓前後の二〇七世帯、同一二〇圓以上一五〇圓未滿の一八七世帯が之に次ぎ、工場勞務者の全國平均収入は一世帯當り月收一三三四圓となつてゐる。鑛山勞務者に於ても平均収入八〇圓以上一〇〇圓前後の者が最も多く八〇世帯、同一〇〇圓以上一二〇圓前後の七三世帯が之に次ぎ、全國平均者月收は工場勞務者より約二〇圓少く一一四圓一八錢となつてゐる。

實収入の内譯

しかしながら前述した収入總額は、全部が勞務者自身の勤勞収入に依るものではなく、前述した収入總額の中には世帯主たる勞務者の勤勞収入以外に世帯員たる家族の勤勞収入、財産所得、受贈その他勤勞外の収入、更に實収入以外の収入

に屬する貯金の引出、財産の賣却、貸金の受入、無盡の取金、保険金、質入、負債その他の借入金を含んだ「収入總額」であることを忘れてはならない。

収入總額の中に何故かゝる負債をも包含せしめたか、その理由は後で述べることにして此處には前記収入總額中の大半を占める勞務者の實収入についてその内譯を掲出して置くことにしよう。

工場勞務者

収入階級別	金銭収入		實物収入			合計
	賃金	賃金以外の金銭収入	食料品	住居	その他	
1、甲 地 域						
四〇圓未滿	二二・四八	五・〇〇	—	—	—	二七・四八
四〇圓—六〇圓	四九・八二	—	—	—	—	四九・八二
六〇圓—八〇圓	六三・五七	一・七七	—	—	—	六八・四五
八〇圓—一〇〇圓	八二・四三	一・三二	一・一七	—	—	八四・九一
一〇〇圓—一二〇圓	九八・七五	一・〇〇	一・三〇	—	—	一〇〇・四三
一二〇圓—一五〇圓	一二〇・七五	一・五〇	—	—	—	一二二・〇八
一五〇圓—二〇〇圓	一四四・六〇	一・一〇	—	—	—	一四六・三五
二〇〇圓以上	一七七・〇四	四・七五	—	—	—	一八三・六〇
平均	一一〇・八四	一・三三	—	—	—	一一三・三〇

2、乙 地域		3、丙 地域	
四〇圓未滿	二六・四四	四〇圓未滿	四八・三〇
四〇圓—六〇圓	四八・四六	六〇圓—八〇圓	六六・〇九
六〇圓—八〇圓	六〇・九六	八〇圓—一〇〇圓	八三・四一
八〇圓—一〇〇圓	七九・七八	一〇〇圓—一二〇圓	九二・七四
一〇〇圓—一二〇圓	九四・九五	一二〇圓—一五〇圓	一二・二一
一二〇圓—一五〇圓	一一二・二七	平均	八三・〇二
一五〇圓—二〇〇圓	一三八・四九	合計	八六・九九
二〇〇圓以上	一二九・一五		
合計	一・一〇八		
	一・七〇		
	二・四一		
	一・三五		
	二・〇		
	四・八		
	二・九・八六		

1、札幌鑛山監督局管内		2、仙台鑛山監督局管内	
四〇圓未滿	二二・八四	四〇圓—六〇圓	四九・八六
四〇圓—六〇圓	四五・五六	六〇圓—八〇圓	六九・六九
六〇圓—八〇圓	六九・六九	八〇圓—一〇〇圓	八五・二四
八〇圓—一〇〇圓	八五・二四	一〇〇圓—一二〇圓	一〇三・六八
一〇〇圓—一二〇圓	一〇三・六八	一二〇圓—一五〇圓	一三一・四七
一二〇圓—一五〇圓	一三一・四七	一五〇圓—二〇〇圓	一三九・五六
一五〇圓—二〇〇圓	一三九・五六	平均	九三・一一
二〇〇圓以上	九三・一一	合計	五〇・三四
合計	一・四・二七		
	七〇・七八		
	八一・五九		

3、東京鑛山監督局管内

六〇圓—八〇圓	六四・三〇	・七四	・一〇	六五・一四
八〇圓—一〇〇圓	八二・〇七	・二八	・二八	八二・三五
一〇〇圓—一二〇圓	八九・七七	・三八	・三〇	九〇・一五
一二〇圓—一五〇圓	九九・八七	・三〇	・一七	一〇〇・一七
一五〇圓—二〇〇圓	一一九・二三	・三三	・一七	一一九・二三
四〇圓未滿	二三・二六	・六〇	・一〇	二三・二六
四〇圓—六〇圓	四九・五三	・六〇	・一〇	五〇・一三
六〇圓—八〇圓	六三・〇二	・四九	・〇六	六三・〇八
八〇圓—一〇〇圓	七七・三九	・二五	・一〇	八二・三一
一〇〇圓—一二〇圓	一〇二・八〇	・五〇	・一〇	一〇三・〇五
一二〇圓—一五〇圓	一一一・七六	・二〇	・一〇	一一四・二六
一五〇圓—二〇〇圓	一二七・二二	・五〇	・二〇	一二〇・三二
二〇〇圓以上	二二一・六六	・二五	・一〇	二二二・一六
平均	八五・六四	・七二	・二五	八七・六〇
四〇圓未滿	三六・八九	・一〇	・一〇	三六・八九

4、大阪鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓	四三・六四	・一〇	四三・六四
六〇圓—八〇圓	六四・七五	・一〇	六四・七五
八〇圓—一〇〇圓	八四・四三	・一七	八四・六〇
一〇〇圓—一二〇圓	九六・五七	・二九	九六・五七
一二〇圓—一五〇圓	一一八・四六	・一八	一一八・八三
一五〇圓—二〇〇圓	一五〇・〇四	・〇五	一五〇・〇四
平均	九三・二二	・〇九	九三・五三

5、福岡鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓	五四・三八	・三五	五四・三八
六〇圓—八〇圓	六六・〇五	・五〇	六八・一五
八〇圓—一〇〇圓	八三・九四	・五六	八四・八五
一〇〇圓—一二〇圓	一〇〇・六二	・四〇	一〇三・九一
一二〇圓—一五〇圓	一一三・九〇	・一五	一一六・二九
一五〇圓—二〇〇圓	一三四・八七	・七〇	一三五・五七
二〇〇圓以上	二〇〇・〇九	・三七	二〇〇・〇九
平均	九四・六一	・四三	九五・四一

前掲の金額は世帯主たる勞務者が勤務先より收受する賃金、賞與及び實物給與を合計したる額であるが、右の金額を全

國的に平均すると工場勞務者で金錢收入九十九圓九十九錢、實物收入一圓四十二錢合計百二圓四十一錢、鑛山勞務者で金錢收入八十九圓七十九錢、實物收入二十錢合計八十九圓九十九錢となる。金錢收入、實物收入の何れを取あげて見ても工場勞務者の方が鑛山勞務者より一割以上高額を示してゐることは注目すべき現象であるといへる。

勤勞外收入及負債の程度

次に世帯主たる勞務者以外の妻、子女及び其の他世帯員の勤勞收入と財産所得、受贈、貯金の引出し、財産の賣却、貸金の受入、無盡の取金、保險金、質入、借金等實收入以外の收入について其の實情を掲出してみよう。

工場勞務者

收入階級別	妻の收入	子女等の收入	受贈	財産所得 其の他	貯金引出	負債(質入 を含む)
1、甲、地、域						
四〇圓未滿	—	—	六・二二	—	—	—
四〇圓—六〇圓	—	—	四・一〇	・四八	—	—
六〇圓—八〇圓	一・六一	・二五	二・六五	一・二六	八・一一	七・三九
八〇圓—一〇〇圓	一・四六	・六〇	三・五一	一・三二	一一・三三	一・七五
一〇〇圓—一二〇圓	一・九八	・六六	四・九六	二・三一	九・八四	二・二八
一二〇圓—一五〇圓	一・六四	一・二九	六・四七	二・〇二	一一・二四	二・六二

收入階級別	妻の收入	子女等の收入	受贈	財産所得 其の他	貯金引出	負債(質入 を含む)
1、乙、地、域						
四〇圓未滿	・九三	—	一・〇一	・六五	二〇〇〇	一・六〇
四〇圓—六〇圓	・四五	—	一・六六	一・七九	一七〇六	四・一一
六〇圓—八〇圓	二・四一	・三五	三・四三	一・八四	九・六九	二・六六
八〇圓—一〇〇圓	一・九八	・二六	四・八九	一・八五	一三〇五	二・八九
一〇〇圓—一二〇圓	三・九二	・七三	五・四八	二・一七	一九・六七	五・一八
一二〇圓—一五〇圓	六・一〇	五・三八	四・七〇	二・九八	八・四四	四・七二
一五〇圓—二〇〇圓	四・一九	・九〇	一〇・四一	五・三二	五・二〇	一・八八
二〇〇圓以上	—	—	七二・九六	—	—	一一三・〇〇
平均	二・九八	・九四	四・九六	二・二五	一二・三八	三・九六
3、丙、地、域						
四〇圓—六〇圓	一・九〇	—	・九九	・四〇	・六〇	二・三・六〇
六〇圓—八〇圓	・〇九	〇・〇五	二・九一	一・二七	二・六四	一・八四
八〇圓—一〇〇圓	・四〇	・四〇	三・五〇	一・六〇	二・九〇	五・七七

鑛山勞務者

收入階級別

妻及子女の收入

受贈

財産所得其他

貯金引出

負債

一〇〇圓—一三〇圓	六・三六	一・三四	五・四四	一・二〇	三・一九	二・二八
一三〇圓—一五〇圓	二・一一	—	五・九一	・九九	・〇五	三・三三
一五〇圓—二〇〇圓	二・七五	二・四・六八	一・一・三六	二・四一	一・六・六七	—
二〇〇圓以上	—	—	二・二六・〇〇	—	—	—
平均	二・〇八	一・二八	六・〇九	一・三八	三・一九	四・四四
四〇圓未滿	・五〇	五・五三	三・〇〇	一一・六六	—	—
四〇圓—六〇圓	四・七六	一・一一	三・五	四・〇〇	—	—
六〇圓—八〇圓	一・七〇	二・二七	一・〇七	八・七七	—	—
八〇圓—一〇〇圓	一・三八	一・五五	・七七	五・七四	—	—
一〇〇圓—一二〇圓	一・八八	三・六四	・九二	一・八七	—	—
一二〇圓—一五〇圓	・二五	・九八	一・八四	四・二九	—	—
一五〇圓—二〇〇圓	一一・一七	一一・一一	一・五七	七・四七	—	—
平均	二・四八	一・三・二八	一・〇九	四・九七	—	一・四九

5、札幌鑛山監督局管内

2、仙台鑛山監督局管内

3、東京鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓	・八四	・九〇	・一〇	七・五〇	—
六〇圓—八〇圓	一・九八	二・八五	一・五四	二・七九	三・八九
八〇圓—一〇〇圓	一・九〇	二・二二	一・四二	三・一三	二・七二
一〇〇圓—一二〇圓	四・六一	八・六三	二・五四	五・八三	・〇八
一二〇圓—一五〇圓	・七五	一〇・八八	九・三三	二九・二五	—
一五〇圓—二〇〇圓	・七八	五・八六	四四・四八	—	—
平均	二・二五	四・三六	四・三二	五・五五	二・〇一
四〇圓未滿	—	・一〇	・四九	—	一〇・五〇
四〇圓—六〇圓	—	一・三二	・二六	一・五〇	三・〇〇
六〇圓—八〇圓	一・九四	三・〇七	一・二四	三・九一	八・九四
八〇圓—一〇〇圓	二・七〇	三・〇八	一・三四	二八・〇八	二七・六九
一〇〇圓—一二〇圓	—	四・〇三	一・三七八	一・八八	一二・六九
一二〇圓—一五〇圓	三・二三	二・七一	二・一七	一・五〇	二〇・〇〇
一五〇圓—二〇〇圓	・四〇	一・五・七一	三〇・七八	—	—
二〇〇圓以上	—	一・六五	・四四	—	—

4、大阪鑛山監督局管内

平均	一・五六	三・二〇	三・五八	一〇・一五	一五・五五
四〇圓—六〇圓	—	五・〇〇	三・〇〇	—	—
六〇圓—八〇圓	一・六四	一・九三	三・八二	三・七五	三・二五
八〇圓—一〇〇圓	二・六五	二・七八	一・四九	五・三〇	九・七〇
一〇〇圓—一二〇圓	—	七・八七	二・〇八	六・〇〇	一三・四四
一二〇圓—一五〇圓	三・二一	五・四三	四・九九	一・八六	一・九五
一五〇圓—二〇〇圓	三・〇〇	一・四二	六・九	二五・〇〇	四・四
平均	三・六五	四・三三	二・八九	七・五六	六・三四

5、福岡鑛山監督局管内

平均	—	—	—	九・〇〇	—
四〇圓—六〇圓	—	—	—	五・〇〇	—
六〇圓—八〇圓	二・一一	一・六〇	四・三	一四・一三	八・七五
八〇圓—一〇〇圓	・七四	二・五五	一・一六	一一・九八	一・五二
一〇〇圓—一二〇圓	五・八三	二・七九	一・七八	八・〇〇	五・〇
一二〇圓—一五〇圓	一・四三	二・三八	一・七二	五・三五	一・〇二
一五〇圓—二〇〇圓	・九三	一・七八	二・二〇	九・一五	—

工場 勞務者

前掲の統計に依つても判る通り、配偶者の収入所謂「伴稼ぎ」なるものは意外に少く、反對に貯金の引出し及び負債が工場、鑛山を通じて想像以上に多額に上つてゐることは、子弟入學の時期である四月といふ特殊な月であることにも因るが、何れにしても此の點特に注目を要する問題である。即ち實収入以外の収入に屬する貯金の引出、財産賣却、貸金受入無盡取金、保険金、質入、負債等の總額は次表の如く工場、鑛山共に實収入額の二割以上に達してゐるのである。

平均	三・四四	二・〇六	三・六九	七・三六	一・八四
二〇〇圓以上	—	三・六二	—	—	四・〇〇
平均	—	—	—	—	—
四〇圓—六〇圓	—	—	—	—	—
六〇圓—八〇圓	・一七	一・三・二二	二・四・二〇	—	—
八〇圓—一〇〇圓	一七・二五	一四・三六	五・〇七	—	—
一〇〇圓—一二〇圓	一五・七八	一八・五八	九・八二	—	—
一二〇圓—一五〇圓	一三・九六	二六・二〇	六・四四	—	—
一五〇圓—二〇〇圓	一六・四七	一四・五五	三三・八二	—	—
二〇〇圓以上	三一・〇七	一六・〇四	一八・四〇	—	—
平均	四七・六三	二三・五〇	—	—	—

平 均		一〇・七三	一八・九七	九・八四
鐵山勞務者				
收入階級別				
四〇圓未滿	札幌管内	二一・六六	仙台管内	五二・五〇
四〇圓—六〇圓		四・四二		四・五〇
六〇圓—八〇圓		九・四四		二五・二一
八〇圓—一〇〇圓		一六・五二		五九・七六
一〇〇圓—一二〇圓		五・三四		一九・五七
一二〇圓—一五〇圓		一〇・一四		二五・九三
一五〇圓—二〇〇圓		一〇・九六		二・三四
二〇〇圓以上		—		一・五〇
平 均		九・八七		八・八〇
				三三・〇八
				七・二七
				四・七六

收支總額より觀た生計狀態

勞務者の收入狀態は大體以上の説明によつて判明したことを思はれるので、以下支出狀態について若干の説明を加へて見たいと思ふ。先づ説明の順序として收入總額に對する支出總額が如何なる狀況にあるか、次に兩者の比較統計表を掲出してみよう。

工場勞務者		甲地域内の者		乙地域内の者		丙地域内の者	
收入階級別							
四〇圓未滿	收入	六六・二七	五五・九七	—	—	—	—
	支出	一〇四・八三	九四・一〇	—	—	—	—
四〇圓—六〇圓	收入	五四・五七	七九・七七	七九・七七	七六・一三	—	—
	支出	五三・二七	七一・七六	七一・七六	八一・九三	—	—
六〇圓—八〇圓	收入	九一・四七	八六・九〇	八六・九〇	七五・九六	—	—
	支出	九四・七七	八六・一九	八六・一九	七四・六九	—	—
八〇圓—一〇〇圓	收入	一〇七・六〇	一一〇・〇一	一一〇・〇一	九九・六三	—	—
	支出	一〇三・五八	一〇八・七九	一〇八・七九	九四・三五	—	—
一〇〇圓—一二〇圓	收入	一二四・六一	一三七・五二	一三七・五二	一一五・三二	—	—
	支出	一二〇・三三	一二五・二七	一二五・二七	一一二・〇一	—	—
一二〇圓—一五〇圓	收入	一五〇・六五	一四八・二二	一四八・二二	一六六・〇一	—	—
	支出	一四四・四九	一四五・一六	一四五・一六	一四二・五八	—	—
一五〇圓—二〇〇圓	收入	一九八・六〇	一七八・六七	一七八・六七	一八三・八七	—	—
	支出	一九六・三一	一八二・四二	一八二・四二	一八二・九五	—	—
二〇〇圓以上	收入	二七三・八一	四三七・一一	四三七・一一	二九八・七八	—	—
	支出	二五六・一一	五四三・九六	五四三・九六	二三五・〇四	—	—

平均 収入 一四七・八八
支出 一五三・二四

平均 収入 一二七・二八
支出 一二三・二六

平均 収入 一〇二・三四
支出 九七・三八

嶺山 勞務者

收入階級別	札幌管内	仙臺管内	東京管内	大阪管内	福岡管内
四〇圓未滿	収入 四三・三三 支出 七〇・一〇	収入 一〇三・〇一 支出 一〇三・〇一	収入 七六・三五 支出 五二・八九	収入 五九・八四 支出 八六・七七	収入 九〇・〇〇 支出 一三一・二三
四〇圓—六〇圓	収入 五六・二八 支出 七一・二四	収入 六九・六八 支出 八一・七七	収入 五六・二二 支出 七三・九二	収入 九七・八四 支出 八六・七七	収入 五九・三八 支出 五六・二一
六〇圓—八〇圓	収入 八四・一七 支出 八五・九五	収入 七九・二三 支出 七五・六二	収入 九四・〇二 支出 八三・六六	収入 八〇・八七 支出 八三・六六	収入 一〇〇・二六 支出 九四・九五
八〇圓—一〇〇圓	収入 一〇六・二五 支出 一〇二・八〇	収入 九五・二一 支出 八六・八九	収入 一四九・一七 支出 一四四・〇七	収入 一〇七・九一 支出 一〇〇・四	収入 九四・四九 支出 一〇四・四二
一〇〇圓—一二〇圓	収入 一一五・六二 支出 一〇三・八〇	収入 一一三・一九 支出 一〇一・六一	収入 一四〇・四三 支出 一五四・九三	収入 一二六・三五 支出 一一七・六三	収入 一二二・三二 支出 一一五・二七
一二〇圓—一五〇圓	収入 一四四・九四 支出 一六一・九一	収入 一五六・九一 支出 一二三・五六	収入 一五一・九五 支出 一七二・二四	収入 一五一・一〇 支出 一三六・七二	収入 一四〇・五二 支出 一三五・二八
一五〇圓—二〇〇圓	収入 一八二・三九 支出 一六五・八八	収入 一七四・四六 支出 一七一・二〇	収入 一六九・五五 支出 一八一・八〇	収入 一二三・五九 支出 一七〇・八五	収入 一七三・六三 支出 三二九・六〇

二〇〇圓以上 収入 一三三・四五
支出 一二二・六一

平均 収入 一一八・五二
支出 一五八・九二

平均 収入 一一〇・七〇
支出 一〇七・六二

平均 収入 一四三・五二
支出 九四・六八

平均 収入 一三一・〇〇
支出 一三五・七二

平均 収入 一二一・五〇
支出 一一六・四三

平均 収入 一一六・二四
支出 一二二・七一

前掲の統計について見ると、甲地域たる大都市附近に居住する工場勞務者及び東京嶺山監督局管内の嶺山勞務者は概ね支出總額が収入總額を上廻つてをり、其の他の勞務者は大体に於て收支トシの狀態にある。然しながら前述したように、収入總額の中には貯金の引だしを初め借入金等が何れも相當多額に上つてゐるので、さうした實収入以外の収入を差引いた實際の勤勞収入と支出總額を比較して見るならば、工場、嶺山を通じて大部分の勞務者が「最低の生活」を餘儀なくされてゐる事實を否定する譯にはゆかないであらう。

飲食物費の支出狀況

それはとも角、支總出額の中三分ノ一前後を占める飲食物費の内譯を示すと大体次の通りである。

工場勞務者	米麥費	副食物費	田前及外出先の食費	嗜好品費	計
收入階級別					
1、甲 地域					
四〇圓未滿	二八・二〇	一八・三五	三・〇	一一・二三	四九・〇八
四〇圓—六〇圓	一〇・五二	九・九七	九七	二・四三	二三・八九
六〇圓—八〇圓	一一・二〇	一五・一九	一・六四	四・三八	三三・四一

2、乙 地域

八〇圓—一〇〇圓	一三・〇〇	一四・七二	二・四四	四・五九	三四・七五
一〇〇圓—一二〇圓	一四・九八	一七・一三	二・四五	六・二六	四〇・八一
一二〇圓—一五〇圓	一六・六九	一九・六八	三・一七	六・九七	四六・四八
一五〇圓—二〇〇圓	一七・六二	二二・五三	二・八六	九・二三	五二・二四
二〇〇圓以上	二一・三九	二六・三五	三・七三	一〇・九〇	六二・三七
平均	一五・六八	一八・六九	二・七〇	六・七六	四三・八三
四〇圓未滿	二一・二六	二二・九九	三・一六	七・三四	四四・七五
四〇圓—六〇圓	一一・二三	一二・三七	二・四二	五・三七	三一・六九
六〇圓—八〇圓	一三・四九	一二・三一	二・五七	四・九四	三三・三一
八〇圓—一〇〇圓	一六・六四	一四・六九	一・五三	五・六〇	三八・四六
一〇〇圓—一二〇圓	一四・七二	一七・五二	一・六九	六・三四	四〇・二七
一二〇圓—一五〇圓	二二・〇五	一八・八一	二・九三	八・〇六	五一・八五
一五〇圓—二〇〇圓	一八・四五	二〇・〇六	三・六〇	九・一六	五一・二七
二〇〇圓以上	四一・四八	三九・五二	三・七〇	一四・七九	九九・四九
平均	一五・九三	一五・三五	二・二三	六・一二	三九・六三

3、丙 地域

四〇圓—六〇圓	八・一八	一〇・二五	・九〇	三・二七	二二・六〇
六〇圓—八〇圓	一三・六二	一三・三九	・五一	三・六八	三一・二〇
八〇圓—一〇〇圓	一五・七九	一五・九六	・五一	四・八三	三七・〇九
一〇〇圓—一二〇圓	一七・〇六	一七・七八	・六八	六・一一	四一・六三
一二〇圓—一五〇圓	一一・三九	一六・八七	・四七	六・六六	三五・三九
一五〇圓—二〇〇圓	一九・七九	一九・〇九	五・八三	六・三九	五一・一〇
二〇〇圓以上	二三・六五	一二・七六	—	三・九〇	四〇・三一
平均	一五・二一	一五・四七	・七一	四・八〇	三六・一九

鑛山 勞務者

收入階級別

1、札幌鑛山監督局管内

四〇圓未滿	一一・八七	二三・五九	・〇八	七・四一	四三・四三
四〇圓—六〇圓	八・五五	一五・三六	・〇六	六・〇三	三〇・六二
六〇圓—八〇圓	一一・四二	一四・七三	・三一	五・三五	三三・五八
八〇圓—一〇〇圓	一一・四八	一六・〇〇	・二八	六・四三	三五・〇七
一〇〇圓—一二〇圓	一六・二一	一四・八六	・二八	七・五三	四〇・〇九

米麥費

副食物費

出前及外出先の食費

嗜好品費

計

二〇圓—二五〇圓 一一・九七 二〇・二九 一九 七・三七 四〇・五三
 一五〇圓—二〇〇圓 一六・一五 一九・四三 四三 九・二〇 四五・九二
 平均 均 一三・二九 一六・八七 二七 六・九九 三八・三四

2、仙谷鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓 八・九二 一二・〇六 三 五・五四 二六・六五
 六〇圓—八〇圓 一三・四〇 一三・二四 三三 六・九三 三三・七九
 八〇圓—一〇〇圓 一三・八〇 一七・三五 四七 六・八三 三八・三五
 一〇〇圓—一二〇圓 一四・二七 一五・七二 〇八 七・八九 三七・九六
 一二〇圓—一五〇圓 二〇・一八 一九・九五 一八 一二・二七 五三・〇八
 一五〇圓—二〇〇圓 一五・〇八 一〇・四八 一五四 七・八〇 三四・九〇
 平均 均 一三・八五 一五・〇三 三九 七・三八 三六・六五

3、東京鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓 七・八六 一一・三八 四〇 二・七八 二二・四二
 六〇圓—八〇圓 一四・〇二 七・五六 二二 五・五七 二七・二七
 八〇圓—一〇〇圓 一八・四〇 一四・四九 八〇 三・五九 三七・二八
 一〇〇圓—一二〇圓 一五・九六 一三・三五 三五八 四・六五 三七・五四
 一二〇圓—二〇〇圓 一六・二二 一八・四八 六一 六・〇一 四一・四二

一二〇圓—一五〇圓 一三・八九 一八・四六 一三五 六・三八 四〇・〇八
 一五〇圓—二〇〇圓 二六・九六 二二・七五 二六〇 一〇・一四 六一・四五
 二〇〇圓以上 一四・八二 二二・四八 二二三 一〇・二〇 四六・七三
 平均 均 一六・一一 一五・一六 一六二 五・二七 三八・一六

4、大阪鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓 九・〇〇 一三・五七 一三 五・九四 二八・七六
 六〇圓—八〇圓 二七・六四 一三・七七 二五 一二・一八 五三・五九
 八〇圓—一〇〇圓 一一・八六 一五・六二 一 八・九〇 三七・七〇
 一〇〇圓—一二〇圓 一三・二八 一九・七六 〇五 一・四一 四四・五〇
 一二〇圓—一五〇圓 一六・一〇 一六・三四 二二 八・一一 三四・六七
 一五〇圓—二〇〇圓 二二・一六 一八・八九 一三 七・七七 四七・九五
 平均 均 三三・五六 二二・六一 〇三 八・五七 七〇・七七
 四〇圓—未滿 一六・〇二 一七・九〇 一三 九・〇二 四三・〇七

5、福岡鑛山監督局管内

四〇圓—未滿 二〇・六〇 二二・〇八 一 八・二九 四九・九七
 四〇圓—六〇圓 六・三八 一三・三八 〇五 五・九四 二五・七五
 六〇圓—八〇圓 一二・三七 一二・六八 三七 四・五六 二九・九八

八〇圓—一〇〇圓 一六・二七 一八・二九 四〇 七・七〇 四二・六六
 一〇〇圓—一二〇圓 一七・七一 一七・九一 二〇 八・五一 四四・三三
 一二〇圓—一五〇圓 一八・一〇 一八・四五 三三 七・六八 四五・三六
 一五〇圓—二〇〇圓 一六・七二 一九・八三 七一 八・八一 四六・〇六
 二〇〇圓以上 一五・四五 二二・八三 一 一三・〇三 五〇・三一
 平均 一六・五二 一七・六二 二九 七・六七 四二・一〇
 前掲の嗜好品類の中には酒、煙草、菓子、果物、コーヒーその他の飲料を含んでゐるが、その内で最も多額の費用を支出してゐるのは工場勞務者では菓子及び果物類、鑛山勞務者では酒類といふことになつてゐる。尙こゝで注意して置かねばならぬことは、工場勞務者の出前及び外出先の食費が相當の額に上つてゐるに對し、鑛山勞務者のそれは殆んど皆無に等しい状況を示してゐる事實である。

其他の生計費

更に支出總額中約三分の一を占める住居費即ち家賃、水道及び光熱費、被服身廻品費、保健衛生費、育兒教育費及び交通費等の内譯を示すと大体次の通りである。

工場勞務者

収入階級別	住居費	水道及光熱費	被服身廻品費	保健衛生費	育兒教育費	交通費
1、甲 地域						
四〇圓未満	一四・二四	一	一二・八五	三・九三	四・一〇	一・五〇

四〇圓—六〇圓	三・五七	九一	二二・二〇	一・四六	二・〇一	—
六〇圓—八〇圓	一四・九〇	三七三	四五三	七・九四	八・三〇	一・五五
八〇圓—一〇〇圓	一二・三三	四三八	七〇四	五・三六	三・六八	二・三一
一〇〇圓—一二〇圓	一三・五七	四八七	七三三	六・五八	五・六五	二・一三
一二〇圓—一五〇圓	一三・六五	五三五	八六二	六・四九	一一・三七	一・八六
一五〇圓—二〇〇圓	一五・六〇	六八一	一二・六七	七・八八	一七・二八	二・六七
二〇〇圓以上	一七・七一	七六四	一六〇二	一六・〇三	二八・一一	四・二二
平均	一四・〇九	五二八	八八八	七・七三	一〇・六二	二・二九

2、乙 地域

四〇圓未満	四・二七	二・三五	六・九三	一五・五九	三・二六	五・九
四〇圓—六〇圓	六・六一	四〇一	五・六一	四・三九	二・七六	九・五
六〇圓—八〇圓	六・八一	四・二四	五・八九	四・三五	五・九七	九・〇
八〇圓—一〇〇圓	八・一三	四・一二	八・一八	六・〇二	一〇・二八	一・三二
一〇〇圓—一二〇圓	八・八〇	四・九九	一〇・四五	五・九〇	九・九三	一・三三
一二〇圓—一五〇圓	九・九六	五・〇二	一一・九二	八・五六	七・七七	一・五九
一五〇圓—二〇〇圓	九・六四	五・七四	一五・八一	七・六二	一四・六九	二・〇五
二〇〇圓以上	五・四〇	一九・六五	三八・七八	一四・八六	四二・二七	九・〇

一〇〇圓—一二〇圓	一七・二八	三・二四	一一・七三	六・〇八	三・五三
一二〇圓—一五〇圓	四・一八	三・三〇	三二・一八	三・三七	七・三八
一五〇圓—二〇〇圓	一八・〇一	二・六五	一五・三七	〇・二	七・九八
二〇〇圓以上	六一・九二	三・三〇	一五・六二	四・〇一	一・五五
平均	八・三七	二・九二	一二・三一	八・四六	六・九七

4、大阪鑛山監督局管内

四〇圓未滿	・五八	・三九	九・四四	三・九三	—
四〇圓—六〇圓	・六九	三・〇五	二・八〇	二・一四	九・〇六
六〇圓—八〇圓	二・七三	三・三三	五・三一	四・四四	二・八四
八〇圓—一〇〇圓	二・四六	五・五四	一二・六〇	四・二三	三・一九
一〇〇圓—一二〇圓	二・六一	三・七二	一〇・八六	三・二七	・七六
一二〇圓—一五〇圓	二・五九	三・五八	三・七七	六・七七	一五・七七
一五〇圓—二〇〇圓	三・六二	三・一五	一二・六八	四・〇一	一六・四一
平均	二・五四	三・九一	九・五二	四・六四	六・五九

5、福岡鑛山監督局管内

四〇圓未滿	六・六八	一・八〇	三・七七	三・四三	一一・二九
四〇圓—六〇圓	一・三一	一・二〇	三・五二	一・四三	二・〇三
六〇圓—八〇圓	一・四二	二・三〇	九・六二	五・二九	三・〇六
八〇圓—一〇〇圓	一・三〇	一・六八	七・五一	三・六〇	五・三七
一〇〇圓—一二〇圓	二・五二	一・九〇	八・五八	三・六六	八・七五
一二〇圓—一五〇圓	四・〇三	二・〇三	一六・〇一	三・八四	七・七四
一五〇圓—二〇〇圓	四・七六	六・二三	五二・〇四	一二・四九	二五・一六
二〇〇圓以上	一・一五	三・九六	一八・〇九	八・九九	二・六〇
平均	二・四三	一・九四	一〇・八六	三・八〇	六・四〇

前掲の統計中、鑛山の住居費は家賃よりも家賃以外の家屋費が大部分を占めてゐる。これは鑛山に於ける社宅の普及化を物語つてゐると云へる。工場勞務者の育児教育費が特に目立つてゐるのは入學期たる四月の月であるからで、普通の月と異なる特殊事情にある爲めである。子弟の教育費の点で興味のあるのは、鑛山勞務者の中東北、北海道方面に於ける教育費が極めて少額を示してゐるに對し、關西及び九州方面に於ける鑛山勞務者子弟の教育費が、工場勞務者のそれと略同様の額を示してゐることである。

修養娛樂費及貯金等

次に税金其の他の負擔金、交際費、修養娛樂費、貯金等の状態を示すと大体次の通りである。

工場勞務者

1、甲 地域		負擔金	交際費	修養娛樂費	貯金
四〇圓未滿	四・五〇	四・〇一	一・九七	一・六八	
四〇圓—六〇圓	・三七	二・五七	一・九七	二・四一	
六〇圓—八〇圓	・四九	四・五七	・一七	六・四三	
八〇圓—一〇〇圓	一・七五	四・七六	二・九八	九・七三	
一〇〇圓—一二〇圓	一・六九	八・三一	五・二〇	一三・〇九	
一二〇圓—一五〇圓	二・二一	八・六九	四・六六	一四・九一	
一五〇圓—二〇〇圓	三・七一	一五・七三	七・一三	二三・〇二	
二〇〇圓以上	八・三三	一七・六六	一〇・〇四	三三・三四	
平均	二・五六	九・二七	二・三〇	一五・三〇	
2、乙 地域					
四〇圓未滿	一・〇五	三・七三	四・五五	二・五二	
四〇圓—六〇圓	・四一	四・三三	二・四八	三・五八	
六〇圓—八〇圓	・八七	五・二九	二・九二	七・一三	
八〇圓—一〇〇圓	・九三	六・三三	三・四四	一〇・五三	
一〇〇圓—一二〇圓	一・七八	八・二七	四・八八	一三・九九	
平均					
3、丙 地域					
一〇〇圓—一五〇圓	二・〇八	一〇・〇四	五・二四	一三・九二	
一五〇圓—二〇〇圓	三・四四	一三・七二	九・一一	二八・五五	
二〇〇圓以上	一・三一	八・四〇	五・〇八	一一・四二	
平均	一・四三	七・四〇	四・二九	一一・四七	

1、札幌鑛山監督局管内		負擔金	交際費	修養娛樂費	貯金
四〇圓未滿	・五五	六・六六	二・二二	一・七六	
鑛山勞務者					
平均	一・〇九	六・七五	三・一八	七・七〇	
二〇〇圓以上	一・四七	三・二四	一	一五三・〇二	
一五〇圓—二〇〇圓	・六七	一〇・九四	一〇・〇四	一八・二〇	
一二〇圓—一五〇圓	・五〇	一四・八四	九・四七	一七・一八	
一〇〇圓—一二〇圓	・八六	九・一〇	三・九七	七・七二	
八〇圓—一〇〇圓	一・三三	五・六八	一・八九	五・六一	
六〇圓—八〇圓	・八八	六・九五	二・七二	四・二三	
四〇圓—六〇圓	一・〇二	二・四三	八・六四	二・五六	
3、丙 地域					
平均	一・四三	七・四〇	四・二九	一一・四七	
二〇〇圓以上	一・三一	八・四〇	五・〇八	一一・四二	
一五〇圓—二〇〇圓	三・四四	一三・七二	九・一一	二八・五五	
一〇〇圓—一五〇圓	二・〇八	一〇・〇四	五・二四	一三・九二	

2、仙台鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓	・八五	二・九六	二・〇〇	六・八四
六〇圓—八〇圓	・五五	六・三三	四・〇〇	一・〇〇〇
八〇圓—一〇〇圓	・七八	六・六六	二・〇一	一九・二八
一〇〇圓—一二〇圓	・七六	六・〇一	四・五六	二〇・六六
一二〇圓—一五〇圓	・九五	八・四四	二・二六	三一・四七
一五〇圓—二〇〇圓	・二七	一八・五五	四・七一	四二・八〇
平均	・八〇	七・七七	三・三四	二〇・一五

3、東京鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓	一・二五	二・六五	・九六	三・〇三
六〇圓—八〇圓	・五八	六・四五	一・三八	五・八五
八〇圓—一〇〇圓	・五三	一〇・七七	二・五二	八・五六
一〇〇圓—一二〇圓	・四五	一〇・七二	一・八四	一三・六四
一二〇圓—一五〇圓	・八九	二八・八九	九・九四	九・六九
一五〇圓—二〇〇圓	・七五	二三・三九	四・六四	二四・八四
平均	・六三	一〇・五六	三・四八	九・一二

4、大阪鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓	・一八	二・六一	一・四二	三九・一一
六〇圓—八〇圓	・一四	三・七七	二・三一	五・八八
八〇圓—一〇〇圓	・五〇	三・一一	三・二三	一〇・四九
一〇〇圓—一二〇圓	・一七	一〇・二七	一一・八五	三三・〇二
一二〇圓—一五〇圓	・四六	六・四四	一五・三九	二〇・六五
一五〇圓—二〇〇圓	・五四	八・八五	一六・三〇	二一・七〇
二〇〇圓以上	・七五	六・六〇	五・九九	六四・一一
平均	・三一	五・三七	六・〇四	二五・五二

4、大阪鑛山監督局管内

四〇圓—六〇圓	・一五	七・九九	・一一	八・四四
六〇圓—八〇圓	・三四	四・〇八	・四三	三・〇七
八〇圓—一〇〇圓	・一四	三・七一	一・七二	一〇・九六
一〇〇圓—一二〇圓	・二五	五・三六	二・七五	一四・二一
一二〇圓—一五〇圓	・三一	七・七六	四・〇九	一四・二八
一五〇圓—二〇〇圓	・三六	九・九八	五・七〇	二六・六一
平均	・四七	三・五五	二・四一	三三・二五

5、福岡鑛山監督局管内

四〇圓未滿	二・六〇	九・一五	一一・一五	・三〇
四〇圓—六〇圓	一・四七	四・五八	六・六	七・一一
六〇圓—八〇圓	一・三〇	六・六三	六・六八	一〇・五三
八〇圓—一〇〇圓	一・一一	五・八三	三・二四	一七・七二
一〇〇圓—一二〇圓	一・七九	六・四一	二・〇四	一九・四九
一二〇圓—一五〇圓	一・二二	五・四五	五・〇〇	二三・九〇
一五〇圓—二〇〇圓	三・九八	一七・七二	一六・二三	七七・六七
二〇〇圓以上	二・三〇	八・二五	一・二六	二二・三〇
平均	一・四三	六・一一	四・六七	一七・二二

前掲の金額中、負擔金は主として税金及び町會費等であり、交際費の大部分は受贈品の購入費に當てられてゐるが、此の点は特に勞務管理上注意を要する事柄であるといへる。工場、鑛山を通じて貯金の額は相當多いやうであるが、これは收入の部に於て掲出した貯金の引出額と大体相殺される額にあるので、實質的には殆ど餘剰金となるまでに墜つてゐないのである。

◇ 参 考

互助會資材取扱要覽

石炭鑛業互助會資材部 (昭和十六年四月調査)

大手筋に比べて遙かに少いのである。如何に中小炭坑が必死に働いてゐるか、世人の認識を求めて止まない次第である。

互助會資材取扱要覽

種別	統制又ハ幹施實施期日及其ノ根據		其ノ他ノ幹施ニヨルモノ
	實施又ハ幹施ノ期日	法 定	
鐵鑛壓延材	一三、六、二〇	商工省令第三三號	鑛山監督局 査定割當
鑄鋼品	一四、九、二八	第五九號	
特殊鋼	一四、一、一		商工省通牒ニヨル要項
中空鋼	一五、八	第三三號	
熔接棒	一五、一〇		
鐵屑	一四、五、一	第二〇號	

本會資材部では昭和十三年五月先づ鋼鐵材の配給統制團體として指定され鐵鋼材のみの配給事務を開始したのであるが、其後事業の發展に伴ひ、鐵鋼材のみならず各種の炭鑛用資材の不足を告ぐるに到り資材部の事務も従つて漸次複雑化して來た。

今日では炭坑用資材の外に米酒等の日用品の斡旋を行ひ其取扱ひつゝある品目五十種、しかもそれらの配給系統が或は縣を通じて來るものがあり、或は鑛山監督局を通ずるものあり、或は炭礦物資聯合會を経て來るものあり、また、^レで當局者の苦勞も一通りではないのである。

炭坑側もよく物資の不足に堪えて、與へられた資材を最も有効に使用し、増産の實をあげつゝある事は誠に感激の外はない、物資が豊富にあつての増産ならば容易に出來やう、しかし物資が不足してゐるのに増産をしなければならぬのであるから、その努力は二重となる、殊に我が互助會中小炭坑は政府の重点主義にひつかゝつて割當數量も他の

代用タオル (浴衣地)	一六、三、五		互助會 資材部幹旋
全(白人絹地)	一六、二、五		炭物聯
全(混麻糸地)	一六、四		"
タオル (規格二號)	一六、三、二四		"
全 (特免二號)	一六、四、二		福岡縣 福資課幹旋
夜具地 (銘仙三號級)	一六、三		厚生省幹旋 炭物聯取扱
蒲團綿	一六、三		炭物聯
ポプリン (山吹交織)	一六、二、一五		"
キャラコ (交織)	一六、四		"
マツチ	一五、一〇、四	商工省令 第八〇號	縣特配 (坑内作業用)
エプロン	一五、八、二八		互助會 資材部幹旋

銅	一五、一、一		"
線	一四、二		縣及監督局割當
亞鉛鐵板	一四、二		"
機械器具	一三、六、三〇		第三三號
坑木	一五、九、一		農林省幹旋
カイバイト	一四、一、二、一八		商工省第七四號
地下足袋	一五、八、八		監督局割當
單手	一五、三		"
セメント	一五、三、二		監督局割當
機油	一五、二、一		第五六號
ベルト	一五、一、一		商工省通牒ニ ヨル要項
ゴムホース	一五、九		"
ゴム製品	一五、九		"
コンベヤ ベルト	一五、二		"
ローニ ブラ	一五、八		炭物聯
綿糸	一四、八		第一〇五號 縣ノ許可ヲ得 タルモノ

疊表	一五、七		厚生省 通牒ニヨル要項 炭物聯扱
ガーゼ	一五、一〇、二一		"
綿帶	一五、一〇、二一		"
脱脂綿	一五、一〇、二一		厚生省幹旋
リント	一六、三、三一		炭物聯幹旋
三角布	一六、三、三一		"
腹帶	一六、三、三一		"



ウエス	一五、七、八		商工省令第五〇號	炭物聯
シヤペル	一五、一〇		第三三號	"
ドンゴロス	一五、一、一			商工省 通牒ニヨル要項
ダトル アマ	一五、二、二、一四			互助會 資材部幹旋
松田電珠	一五、七、一			"
馬糧	一五、二、一、三		農林省令第一三號	縣配給
用紙	一五、一、二、二八		商工省令 第一一二號	炭物聯幹旋
米	一四、一〇、三〇		農林省令第七四號 法律第九二號	縣幹旋
麥	一五、七、一五		農林省令第五八號 法律第九二號	"
麥粉	一五、七、二〇		農林省令第六〇號 法律第九二號	"
干麵	一五、七、二〇		農林省令第六五號 法律第九二號	"
合成酒	一五、六、二六			炭物聯
燒酎	一五、六、二六			炭物聯

國防國家建設の礎石たれ

鑛業報國皆勤曆を制定實施

石炭増産に關し人的資源の枯渴が叫ばれてゐるが、事變勃發以來各種産業部門とも勞働力の不足を訴え、他より俄かに鑛山勞働力の充足を計る事も困難視されるので福岡鑛山監督局、福岡地方鑛業報國聯合會では、五月一日より向ふ三ヶ月間實施される第五回石炭山鑛業報國強調週間實施に當り、まづ在籍勞務者の愛國心に訴え缺勤、移動の斷絶を計り、以つて増産の目的を達せんため「鑛業報國皆勤曆」を製作し、所期の成績を收む可く努力中である。この鑛業報國皆勤曆は各炭坑に於ける隣組を利用し、在籍勞務者に最高能率を發揮せしめんとするのが肝心の組ひ所で、期間中正常な理由なく退職する惡質の者に對しては氏名及理由を福岡聯合會長に報告せしめ、處置に就ては地元警察署長に仰ぐなど半強制的に約定した劃期的試みで、これが成果については多大の期待がかけられてゐる。即ち鑛業報國皆勤曆實施要項左の如し。

鑛業報國皆勤曆實施要

一、實施の目的

四月以降の勞働力不足對策の一助として在籍勞務者の愛國心に訴へ缺勤、移動の斷絶を計り以て勞働力を強度に保持し、身を挺して高度國防國家建設の礎石たらしむるにあり

二、實施期間

自五月一日 至七月三十一日

三、實施方法

既に組織あるものに就ては之を利用し、未組織の鑛山に於ては左の如く行ふ

(一) 缺勤及び移動が高度國防國家体制確立の土臺を根

本的に破壊すると云ふことを深く勞働者の心底に植付け、鑛業報國皆勤曆實施の趣旨徹底を計り之が絶對的協力を求めしむること

(二) 鑛業報國皆勤曆は務務者をして「日々の汗と膏の尊き記録なれば之を神聖視せざるべからず」と云ふ觀念を懐かしめ、汚損破棄せざるやう特に留意すること

(三) 鑛業報國曆は全勞務者に夫々配付の上

1 家族持社宅居住者は隣組々長之を保管し前日回覽板式に隣組員に翌日の出缺豫定を記入せしむること

2 獨身合宿所、寄宿舍居住者に於ては舍監之を保管し各室毎に「イ」に準ずること
(註)未だ隣組制度なき鑛山に在りては此の際之が設置をなすこと

(四) 捺印方法

1 隣組員(家族持勞務者)及び獨身勞務者をして出勤の都度隣組長又は舍監に其の旨報告せしめ、隣組長又は舍監は各人の鑛業報國皆勤曆に捺印すること

2 印は隣組長又は舍監の印鑑を使用すること
3 隣組長又は舍監は常に勞務係員と密接に連絡を保つこと

(五) 檢査印

1 檢印は隨時勞務係員之が間違なきやを確むること
2 月末には必ず會長(鑛長又は所長)之を檢印し認印を押捺すること

(六) 實施期間中の雇入、退職者に對する方法

1 雇入 實施期間中新規採用者に對しても實施すること但し鑛業報國曆の餘部なき場合は其の鑛山に於て適當なる方法を講ずること

2 退職者 正當の理由なくして退職する者ある場合は一應其の鑛山に於て極力之が阻止に努め尙開かざる者に對して、惡質なる者に就ては氏名及其の理由を福岡聯合會長に報告し處置に就ては地元警察署長に仰ぐこと

(七) 各鑛業報國會長は八月十日迄に左記に依り取纏め別紙様式に依り一覽表を作成添付の上福岡聯合會長に相違なく提出すること

記
左の分類番號に依り分類したる上之を各別毎に綴じ合せ表紙を附し分類番號を記載すること

分類

第一號 實施期間中の採用者の分

第二號 實施期間中の退職者の分

様式

外坑			内坑			稼働状況一覽表 鑛山名
女	男	滿勤	女	男	滿勤	
名	名	九五%以上	名	名	九〇%以上	
名	名	六五%以上 九四%迄	名	名	六〇%以上 八九%迄	
名	名	六四%以下	名	名	五九%以下	

備考 多算出方法は稼働日数を作業日数で軍事公用缺勤日を含むで除したるもの(同一日に於て完全に二片連勤したる場合は二日と計算す)

(八) 記載方法

取扱記載上の注意書を配付する等適當なる方法を以て隣組長又は舍監に對し記載方法の徹底を計り誤りなきを期すること

5月					

↓
1 △

- 第三號 皆勤者の分 (坑内、坑外別)
- 第四號 1 坑内夫 九〇%以上の分
 2 坑外夫 九五%以上の分
- 第五號 1 坑内夫 六〇%以上の分
 2 坑外夫 六五%以上の分
- 第六號 1 坑内夫 五九%以下の分
 2 坑外夫 六四%以下の分

缺勤状況報告書

外坑	内坑		探炭夫	公症	私症	自	軍
	名	其の他					
名	名	名	名	名	名	名	名
名	名	名	名	名	名	名	名
名	名	名	名	名	名	名	名

- (備考) 在籍延人員を記入すること
- (十) 實施期間中特に優秀なる勞務者に對しては其の家族と共に八月下旬最寄の劇場に招待し本會に於て慰安會を舉行す
- (十一) 實施期間中隨時福鑛局長及福鑛聯合會長の激勵文並にポスター等送付し一段の緊張を促す
- (十二) 希望鑛山に對しては福鑛劇團を派遣し移動、缺勤防止の徹底を側面より計ること
- (十三) 隨時福鑛局並に本會職員を派遣し調査すること
- (十四) 皆勤曆は四月二十七日迄に各鑛山へ配付す

(八) 記載方法

取扱記載上の注意書を配付する等適當なる方法を以て隣組長又は舍監に對し記載方法の徹底を計り誤りなきを期すること

- 1 △の欄には各勞務者をして翌日の出缺の豫定を左記符號により記載せしむること
- 出勤の場合 〇
- 出勤の場合 ×
- 2 勞務者缺勤の場合は隣組長又は舍監は左記符號により缺勤事由を正確に記入すること
- 符號
- 1 出勤の場合は隣組長又は舍監の印
- 2 缺勤の場合は左記による
- 公症……………公
- 私症……………私
- 自己の都合による場合は……………自
- 軍事公用の場合は……………軍(但し出勤と見做すも曆記入上は「軍」を使用のこと)

(九) 左記に依り三ヶ月間の缺勤状況を報告すること

記

第五回石炭山鑛業報國強調週間實施に際して

皆さん達炭礦で働く人々は夫々「鑛業報國」の四字を深く肝に銘じ日々其の職場に生活に其の眞髓を發揮せられてゐるのであります。我國內外の情勢は益々險惡化の傾向を辿り何時太平洋上の暗雲は嵐を呼ぶか分らないのでありますから、高度國防國家建設の骨格である鑛業戰士に對し國民の期待が今日のやうに切實なる秋はないのであります。今や日本民族の大使命遂行を妨害せんとするアメリカを始めイギリス其の他の第三國は鑛物を通じ皆さん達鑛業人に對して、無言の宣戰布告をしてゐるのであります。

鑛物には鑛物を以て挑戦し、飽くまでも戦ひぬかねばなりません。然し四月以降は皆さん達の力強い戦友であつた農村出身部隊の大部分が食糧増産のために一時部署を後退せられたる爲、皆さん達鑛業戰士への重責は更に倍加して參つたのであります。曩に催されました全國石炭増産強調週間中の疲勞は未だ回復しないのであります。しかし戦闘は無限に續けられて行くのであります。皆さん達は戦線に活躍する皇軍將兵と同じ精神に生き、同じ誇りと責任感の下に行動し、偉大なる國民的感激を以て最後迄戦ひ續けなければなりません。

茲に於て第五回鑛業報國強調週間を實施し、舉鑛一彈となつて外敵の粉碎に身を以て當らうではありませんか。

昭和十六年四月二十七日

福岡鑛山監督局長 中村 幸八
福岡地方鑛業報國聯合會長

一、實施の目的

本週間實施の目的は高度國防國家体制確立の基礎たる鑛物増強の大使命遂遂に一段の拍車をかくるため、鑛業人として日常實踐し來れる鑛業報國精神を最高度職域に具現し以て前線將兵の勞苦に應へるに在り

二、指令機關

福岡鑛山監督局
福岡地方鑛業報國聯合會

三、實施期間

- 1 準備期間 自四月二十七日 至四月三十日
- 2 強調週間 自五月一日 至五月七日
- 3 整備期間 自五月八日 至五月十日

四、實施範圍

福岡鑛山監督局管下全石炭山に之を實施す但し管下金

五、實施方法
屬山並に非金屬屬山に對しての實施要項は別に之を定む

(一) 實施機關

- 1 各鑛山の鑛業報國會を主体として常會、生活刷新班、婦人會、青少年會等を糾合したる實行委員會を組織すること
- 2 未だ鑛業報國會の設置なき鑛山にありては「1」に準じ鑛山所長(礦長)を總指揮者としたる全体組織の團體を結成し右の例に倣ひ實行委員會を組織するものとす

(二) 準備期間 (自四月二十七日至四月三十日)

本期間を最高能力總發揮体制の準備期間として鑛業報國強調週間中に實施すべき組織機構を整備し諸般の事項に付萬遺憾なきを期すること

1 組織

部隊組織とし部隊長の指揮命令の下に統一ある行動を採り得るやうに力むること

(参考例)

職場部隊の編成

- 1 採炭部隊……………採炭○○隊
- 2 掘進(支柱)部隊……………掘進(支柱)○○隊
- 3 運搬部隊……………運搬○○隊
- 4 機械部隊……………機械○○隊

ホ 工作部隊……………工作○○隊

ヘ 選炭部隊……………選炭○○隊

ト 外務(雜役)部隊……………外務(雜役)○○隊

職種又は職場毎に部隊を編成し係職員を部隊長とし更に之を各職場隊に分ち其の隊員數に應じ一人乃至數人の職場隊長を置く等組織を完備し増産の確保に萬遺憾なきを期すること既に完備せる組織ある場合は之を最高度に利用すること

部隊長の任命は會長之を行ふこと

職場隊長の任命は職場隊員の推薦により會長(礦長)之を行ふこと

各職場隊長間の緊密なる連絡を計るため職員又は勞務者中より連絡報導員を任命すること

2 會談、座談會

準備期間中は特に上意下達、下意上達に主力を集中し緊密なる意志の疎通、連絡の方法を積極的に計る爲會談、座談會を開催し舉つて鑛業報國運動の成果を收むるやう努力すること例へば準備期間を通じ會長又は副會長を座長とし或は又適當なる司會者を定め各職場隊員の座談會、各職場隊長、部隊長の會談、連絡報導員の座談會、家庭と職場の連絡會、其の他職場隊員の座談會を開催し週間に於ける實踐事項の申合せを行ひ作業の合理化、災害事故の絶滅及鑛山明朗化を計り本週

間遂行上萬端の準備を劃策すること

1 部隊長會談

會長司會の下に本週間の實施が眞に國家的要請なることを説明し週間中に於ける能率向上、技術の改善等に就き方策を樹立すること

2 職場隊長會談

各部隊長は職場の技術改善、能率發揮、職場の明朗化、勞務者取扱方法等に就き方策を樹立し特に本週間中には職場に於て、直接勞務者を取扱ふ係員に對し勞務者取扱の巧拙が移動の原因となり、又地方農村より炭礦非難の聲を起す基であること、を深く徹底せしめ其の改善に努力すること

3 各職場部隊相互の連絡座談會

各部隊毎に作業能率向上其の他の懇談會を開催し職場隊長は隊員の意見希望を取纏め夫々の隊長と會談し各部隊相互の圓滑を計ること

4 家族に對しては隣組常會を通じて積極的に強調週間強力事項の申合實踐を行ふこと特に屑鐵の回收に力を用ふることを

5 準備期間中開催せし各種會談及座談會に於ける申合事項は會長指導の下に之を實踐せしめること

6 準備期間中に強調週間中に於ける一定目標出炭量を定めること

十分程度)を行ふこと
週間中は毎日鑛山長を先頭に主婦會、兒童隊を動員し山神社に「鑛業戰士の武運長久」を祈願すること
本會に於て炭礦兒童の圖畫、書方、綴方を左記により募集す

記

第五回鑛業報國強調週間を題材としたる綴方、書方、圖畫を鑛山鑛業報國會に於て募集し(一名)二等(二名)三等(三名)を決し本會宛送付すること本會に於て更に嚴選し入選者には賞品を呈す

整備期間 (自五月八日 至五月十日)
鑛業報國強調週間終了の報告を山神社になし週間中の緊張と感激を忘れず益々鑛業報國運動目的達成に一路邁進せんことを誓はしむること

準備期間中各種會談、座談會を開催し申合なしたる實踐事項を果して完全に行ひたるや否やの反省と今後の方針樹立等に關する懇談會を開催すること

健全なる慰安會等を適當に行ひその勞苦をねぎらふこと

(五) 左記様式に依り五月二十五日迄必着を期し本會長宛報告書を提出のこと

尙超過出炭高の一部に相當する金額を炭礦鑛業報國會の福利基金に充當せしめる方策を講ずること
特に災害事故を起さざる様、安全委員會、保安隊の活動を積極的になし又勞務者に安全保安に關する注意を一段と喚起せしむること
其の他
五月一日を期し鑛業報國皆勤曆の實施せらるゝを以て遺憾なき様準備をなし置くこと

(三) 強調週間 (自五月一日至五月七日)
週間中を最高度能力總發揮週間とし、準備期間中に於て樹立したる方策、申合事項を強度に實踐すること
1 週間中第一日に於て第五回鑛業報國強調週間を迎へたる旨鑛山長自ら宣言すると共に、全従業員をして各職場を通じ最高度に鑛業報國精神の高揚を計り以て職域奉公の實を擧げんことを宣誓せしむること當日は國旗掲揚式を舉行し週間中は各戸毎に國旗をかかげ週間終了當日降下式を行ふこと
2 地元住民及び外廓團體と密接に連絡をとり、本週間に於ける側面的協力を計ること
3 鑛業戰士の送迎は主婦會、少年隊を動員し盛大に之を行ふこと尙地元國防婦人會と連絡をとり鑛業戰士送迎並に湯茶接待に参加せしむること
4 近隣炭礦相互に勞務者を交換し繰込激勵會(一人

第五回鑛業報國強調週間實施狀況報告書

鑛山名	鑛種名	所在地	鑛業權者 又は鑛業代理人

二、五月一日現在數調

別	坑内夫		坑外夫		總計	勞務者家族數
	男	女	男	女		
内地						
地						
人						
半島						
人						
女						

三、鑛業報國強調週間に實施したる行事の種類及其の實施概況

四、本期間を通じ特に効果を收めたる事項
五、本期間が出炭及災害に及ぼしたる影響

1 出炭

月日	目出炭量	出炭量	差	増減	勞務者一人採炭一人
四月十七日	/		/		
五月七日	/		/		
五月十七日	/		/		

註一人當出炭量計算法

全勞務者一人當一週間の全勞務者延稼働人員を以て出炭高を除くものとす

2 災害

別	事故回数	死	罹災者數	計	災害率
四月十七日					
五月七日					
五月十七日					

註一週間の稼働延人員を以て一週間の延罹災者數を除くものとす

六、鑛業報國強調週間に對する希望

七、鑛業報國運動遂行に關し福鑛局並に本會に對する希望

○商工省第令二十八號

石炭配給調整規則中左ノ通改正ス

昭和十六年四月十二日

商工大臣 豊田貞次郎

附則第六項中『及團體』ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十五年八月一日商工省令第五十七號石炭配給調整規則抄録

附則第六項

本則施行ノ際石炭販賣取締規則別表乙號ニ掲グル株式會社及團體ハ之ヲ第七條第一項ノ規定ニ依り商工大臣ノ指定シタル者ト看做ス

福岡鑛山監督局管内優良勞務者表彰式

一、第二回地方表彰式

全國石炭増産強調週間後期に於ける福鑛局管内優良勞務者第二回地方表彰式は二十四日午後一時より福岡市西中洲博多商工會議所講堂に於て開催、管内二十數萬の勞務者の中から選ばれた譽の鶴嘴戰士三百五十名は各代表に引率されて入場、商工大臣代理三輪燃料局技師、本間福岡縣知事等の來賓多數列席し佐久勞務課長の開式の辭に始まり、宮城遙拜、國歌齊唱があつて中村福鑛局長式辭を述べ、次いで局長より左の十六鑛山代表に表彰狀、黒十字章、清酒などの賞品がそれ々手交された。

次いで商工大臣(代讀本間福岡縣知事)の祝辭、厚生省勞働局長、大日本産報會長、佐世保鎮守府長官、山本本會々長からの祝電披露があり、小淵菊次郎氏(三菱新入)被表彰者を總代して一層石炭増産に挺身する旨の答辭を述べ、萬藏を三唱して四時過ぎ閉式した。

被表彰者氏名左記の通り (互助會關係分)

○印は二回目の表彰を受けたる者

山陽無煙炭鑛 香川利秋

高松炭鑛

○○○

折村	百々	山田	松田	上西	福澤	中村	尾方	秋山	原正	日高	高原	角田	淺田	永富	井村	安井	田坂
本田	田	下田	田	西	澤	村	方	山	正	高	原	田	田	富	村	井	坂
亀	梅	菊	次	義	純	延	留	横	銀	一	一	一	一	一	一	一	一
松	造	郎	郎	雄	吉	郎	義	義	義	藏	義	操	要	造	茂	一	計

山田炭坑	川崎九十九	木屋瀬炭坑	宮下良雄
早良炭礦	長田森八	西川炭礦	山本元之助
	竹口明德		仲川日由
	吉鶴米吉		案納秀雄
	三階徳市		伊藤源藏
	岡田塘三郎		中岡一夫
	佐々木清市	上山炭礦	渡部常弘
	村上末藏	新山野炭礦	増田佐吉
	井上重吉	大伊萬里炭礦	坂本長
	川尾幸作		永石多津次
	李春九		大河石鶴之助
	岡本福松		河野濱吉
	中村株吳		長野吉兵衛
	藤木久吉		増田兼一
	小松芳太郎		山田太一
	富永倉次		齊藤俊一
	龜山三坑		
	龜山二坑		
	龜山本坑		
	天道炭礦		
	鞍手炭礦		

一、福岡地方鑛業報國聯合會主催表彰式

前日に引續き二十五日午後一時より前記會場にて盛大に舉行、これは三月の第一回、四月の第二回地方表彰から除外された指定鑛山以外(年産十五萬トン以下)の中小炭礦で

全國石炭増産強調週間中黙々として地底に挺身増炭報國に献身した八十九炭礦百五十名の優良鑛業戦士を表彰せんとするものである。

矢岳炭坑	江里炭坑	新山野炭礦	大伊萬里炭礦	坂本長	永石多津次	大河石鶴之助	河野濱吉	長野吉兵衛	増田兼一	山田太一	齊藤俊一
------	------	-------	--------	-----	-------	--------	------	-------	------	------	------

福岡縣知事、福岡市長、その他の來賓多數列席の中に選抜された鑛業戦士百五十名は晴れやかな面持ちで入場、開會の辭、宮城遙拜、國歌齊唱に次いで中村會長式辭を述べ、終つて中村會長より八十九鑛山代表に對し表彰狀、鑛業報國酒などの賞品を夫々手交、次いで福岡縣知事(代讀)その他の祝辭、熊本縣知事、山本本會々長その他の祝電を披露慰安の演藝があつて三時過ぎ終了した。

浅井 政造(中原 炭礦) 井上喜久馬(海老津鑛業所)
 須崎 芳松(海老津鑛業所) 白石久夫(海老津鑛業所)
 木村 福市(海老津鑛業所) 兼貫 勝雄(大隈 炭礦)
 木下 祖一(大隈 炭礦) 松山 壽一(第一埴生炭礦)
 村上仁三郎(新目尾鑛業所) 金山二郎(同) 上
 龜井 義雄(神田 炭礦) 橋本茂人(同) 上
 浦田 悟(石丸 炭礦) 廣畑欣十郎(靱井 炭礦)
 原 萬太郎(新山部炭礦) 上川常夫(加茂目尾炭礦)
 遠山 傳(筑紫鑛業所) 佐々木小市(同) 上
 土山今朝吉(同) 加藤 定一(日吉 炭礦)
 中村一二三(日吉炭礦) 福本 篤(庄司鑛業所)
 大阪 政一(昭嘉炭礦) 山下仁一郎(同) 上
 河野 永井(同) 右) 中窪 重吉(笹原 炭礦)
 川越 盛藏(笹原炭礦) 渡邊 唯義(漆生 炭礦)
 横田 清市(漆生炭礦) 李 寅 昌(同) 右)

光安 綾生(相田炭礦) 松久 正隆(同) 上
 長谷川金藏(相田炭礦) 花島國太郎(同) 上
 梶原 信夫(筑前炭礦) 田中綱次郎(昭和 炭礦)
 倉谷 幾造(新平和炭礦) 川添 義光(位登 炭礦)
 本田 忠七(岩鼻炭礦) 野田 義夫(豊州 炭礦)
 部 勝人(豊州炭礦) 岩崎 國丸(同) 上
 鳥飼 巧(上埴田炭礦) 長谷部荒重(川崎鑛業所)
 甲斐田正夫(川崎鑛業所) 松隈 大介(同) 上
 石部 繁清(島廻炭礦) 野村 龜次(同) 上
 田中伊太郎(同) 右) 熊谷藤三郎(寶珠山炭礦)
 川村 弘(寶珠山炭礦) 大倉 勇吉(同) 上
 日掛長次郎(河野鑛業所) 岩崎 豊(新岩屋炭礦)
 大野 市松(新屋敷炭礦) 池田時太郎(同) 上
 井本 政一(同) 右) 圓城寺利七(山代 炭礦)
 福田福太郎(向山炭礦) 岩本 七藏(立岩 炭礦)
 松田牛太郎(深江二礦) 大石 兼平(日宇 炭礦)
 秀島 力松(深江炭礦) 川口喜代太(野中 炭礦)
 谷田 保(栢木炭礦) 井手迫伊太郎(新本山炭礦)
 小野 三郎(鯛ノ鼻炭礦) 關 爲豊(同) 上
 中村 權一(同) 右) 稗田木苗(中島江口鑛業所)
 高橋音右衛門(香燒炭礦) 松本年太郎(中島大成鑛業所)
 塚本光次(中島大成鑛業所) 松川松市(中島上野炭礦)

河森 茂（中島江口鑛業所）
中村福岡鑛山監督局長の式辞並に來賓本間福岡縣知事の
祝辞左記の通り。

式 辞

本日茲に閣下並に各位の御臨席を得全國石炭増産強調週間に於る第二回地方優良勞務者表彰式を盛大に且嚴肅に舉行する事を得ました事は寔に欣懐に堪えない次第であります。茲に客年末石炭不足の聲囂然として全國に起り鑛業界非常の難局に遭遇するや、之が打開策として一月より三月迄全國石炭増産強調週間を設定致しましたる處、諸子の絶大な御協力と御助力に依りまして豫期以上の成果を擧ぐる事を得ました事は、鑛業戰士の眞髓を遺憾なく發揮せられたる賜であり、其の御勞苦に對しましては國を擧げて感謝感激致して居る次第であります。

諸子の奮い汗と膏の結晶であります所の此の石炭は今や國家が最も要求して居ります鐵の製造に、瓦斯電力の發生に、其他國防産業の原動力となつて諸子の赤心の如く赫々と燃え續けて居るのであります。
願れば福岡鑛山監督局に於て昭和十二年十二月五日全國に魁け鑛業報國運動を提唱致しまして以來茲に五星霜、其の間勞務者諸子は「鑛業報國」の四字を固く胸に刻み日々其の職場に粉體碎身石炭増産に奮闘を續けて參つたのであり

ます、特に本日表彰せられたる勞務者諸子は管下に十數萬の勞務者中より選拔せられ戰場に於て日夜戰鬥に従事する皇軍將士と同じ精神に生き、同じ誇りと責任感とを以て活躍しつゝある謂は、殊勳甲に適當する鑛業戰士の龜鑑でありまして、その名譽と榮光は燦として諸子の頭上に輝いてゐるのであります。

翻つて我國を廻る世界の情勢を見まするに、目下着々として迫られて居ります所の世界新秩序の確立へと展開し、今や皇國の前途には大和民族の運命を培すべき重大問題が横たはつてゐるのであります。即ち先般の松岡外務大臣の渡歐に依り日獨伊樞軸は益々強靱となり、加ふるに長年の惱みでありました日ソ關係は日ソ中立條約締結に依り明瞭化するの曙光を見出したのであります。寔に慶賀に堪へない次第であります。我々は此れを以て決して安心は出來ないのであります。今後益々國防の充實に力め萬一に備ふる處がなければならぬのであります。

而して他面「英吉利、亞米利加」等の援將第三國の我國に對する挑戰は日と共に露骨となり、太平洋上風雲今將に嵐を呼ばんと致して居るのであります。
故に我々國民と致しましては眞に一億一心、如何なる困苦缺乏にも堪へ堅忍持久、不倒不屈の精神を以て職域奉公の誠を盡さねばならぬと思ふのであります。申す迄もなく石炭は各種産業の原動力であり、生産力の擴充の基礎をな

すものでありますして、高度國防國家体制確立の急務なる折柄石炭増産は戦時の日本に下されたる至上命令であり、鑛業人に對する國民の期待が今日の如く切實なる秋はないのであります。

本年度に於きましては更に六百万トン増産の國策も既に決定し、而も四月以降は諸氏と共に活躍せられたる勤勞報國隊員も食糧増産の爲一時部署を後退せられ、勞働力不足は一層深刻となりました。つきましては、諸子の重責は更に倍加して參つたのであります。故に、過ぐる三ヶ月間に於ける緊張と努力とを一段と高揚し以て一路増産に邁進しなければならぬと思ふのであります。

諸子冀くば本日此の榮譽と感激とを永く忘るゝ事なく身を挺して困難に處し、誓つて石炭の増産に時艱克服に格段の努力を傾注せられん事を切望して已まない次第であります。一言蕪辭を述べて式辞と致します。

昭和十六年四月二十四日

福岡鑛山監督局長 中村 幸 八
地方鑛業聯合會長

祝 辞

本日茲に全國石炭増産強調週間に於ける成績優良なる炭礦勞務者に對し表彰式を舉行せらるゝに當り臨席致し祝辭を申述べますことは誠に欣快とするところであります。

御承知の如く今や我國は世界的大動亂の渦中に於て正義の確立、東亞新秩序建設の聖戰途上にありまして能く事變處理を完成し進んで世界新秩序建設指導の、役割を果します爲には眞に日本人たるの自覺の下に國家總力を最高度に發揮することに協力しなければならぬのであります。之が爲國防上必要な物資の増産が我國現下の最も重要な問題の一つであります。就中石炭は産業の原動力でありまして、石炭増産計畫が圓滑に遂行せらるゝや否やは國防國家建設の上から見て根本の問題であると云ふも過言ではなく鑛業戰士に課せられたる使命の重要性を一層深く感じてゐる次第であります。

各位は日夜産業報國精神の實踐に勵まれ其の勞を多とするものであります。時局は益々重大にして國歩の前途容易ならざるものがあり、本日當局に於て表彰式を舉行せられましたのは國家が諸子に期待すること大なるが故であると信ずるのであります。

諸氏は思ひを茲に致し高度國防國家建設の礎石たる光榮を感激すると共に、宜しく責務の大なることを鑑みられて益々協力一致職分奉公の實を擧げ以て皇國の發展隆昌に寄與せられんことを切望する次第であります。

昭和十六年四月二十五日

福岡縣知事 從四位勳三等 本 間 精

強調期間は好成績

中村福礦局長の報告

福岡礦山監督局長中村幸八氏は、本年一月より三月迄の石炭増産強調期間の管内増産状況に關し、左の如く關係記者團に談話報告を行つた。

全國石炭増産強調期間は三月末日をもつて好成績裡に終了茲に所期以上の成果を擧ぐることを得たのは戦時下日本のため洵に慶賀に堪へない。昨年末本計畫の發表さるや、當局に於ては直に關係炭礦と出炭豫定計畫の完遂について慎重なる検討を加ふると共に、軍部、縣、鐵道通信の各關係當局、日炭等とも終始密接なる連絡を保ち努力、資材の充足、輸送の圓滑等に萬全を期し、眞に官民協力一致して増産目的達成に全能力を傾倒したのであるが、特に今回炭礦事業主、従業員諸君の發揮された異常なる奮闘努力に對しては衷心から敬意を表する次第である。

(以上は豫定計畫を百と見做しての増産パーセンテージ) 然しながら問題は四月以降に在る。現に勤務報國隊員の歸農に因り勞力不足は否定すべくもない事實であるが、石炭増産は戦時日本に下された至上命令であり、しかも本年は更に六百萬噸増産の國策も既に決定したのであつて、我々としては過ぐる三ヶ月間の緊張と努力とを以て再びこの新目標を突破すべく勇往邁進するの一路あるのみである。

報告は以上の通りで、輸送の點は間違ひないが右に依ることく本月よりの勞務者不足の事實は徹ふべくもなく、四月の出炭は一、二、三月より低下を豫想され憂慮されてゐる。

豫期以上の成果

厚相、閣議で報告

金光厚相より本年一月以降三月末に至る三ヶ月間に亘つて實施された石炭増産強調期間中の成績につき報告し、過去三ヶ月を通計して増産豫定高よりも四九三萬噸の増産を示すといふ結果を收め、業界より今後更にも繼續して欲しい旨の意見もあるが、厚生省としては右計畫を一應打切り、今後は随當り一定限度の賃金の値上げを業者の申請あり次第許可する方針の下に、こゝ當分業者自体に於て増産の實効を擧げしめる方針を採り、更に飛躍的



今當局管内に於ける年間十五萬噸以上の出炭を有する四十六炭礦について出炭豫定計畫と実績とを比較してみると、プラスを示せる炭礦數は一月十八、二月二十四、三月二十八と漸増し、又豫定計畫に對する増産率は、一月過不足無し、二月約五%増、三月約六、五%増となつてゐる。これを更に炭礦別に見ると本期間に豫定計畫以上の増産をなせるものは左記の如くである。

- (但し被表彰炭礦は送炭量、災害率、出炭能率、出稼率移動率等を基礎とするを以てこの順位とは一致しない)
- 唐津三四・〇%、忠隈三二・一%吉隈二八・九%、鯉田二〇・七%、潜龍一九・九%、崎戸一九・六%、高島一七・五%、三池一四・七%、三井田川一四・四%、三井山野一二・一%、一瀬一一・七%、高松一〇・九%、沖ノ山一〇・三%、東見初八・四%、方城六・三%、古河目尾六・二%、中鶴五・六%、新入四・九%、芳雄二・五%、鹿町二・一%、平山一・三%、高田一・二%、綱分一・〇%、上山田〇・八%、坂手〇・一%

な増産を期すべく目下慎重考究中である。と述べ、石炭増産に對する政府の新たな方策をとるべき旨を示達した。

福岡礦山監督局長裁決

判決

鑛業法ニ依ル申請ニ對シ福岡礦山監督局長ハ三月三十一日左ノ如ク裁決セリ (商工省)

裁決

- 福岡縣遠賀郡水卷町外一市三町地内
- 福岡縣探掘權登錄第九一四號外一二鑛區
- 高松炭礦

申請人 日産化學工業株式會社

福岡縣若松市淺川六百四番地

被申請人及被申請人繼承者 三好和吉郎

右當事者間ニ於ケル福岡縣遠賀郡水卷町外一市三町地内福岡縣探掘權登錄第九一四號外一二石炭探掘區高松炭礦鑛業用地使用材料及其ノ他ノ補償金ニ關スル裁決申請ニ付審理裁決スルト左ノ如シ

主文

- 一被申請人三好和吉郎ハ福岡縣若松市淺川字繩手ノ止八
- 百十一番地山林公簿面積三反六畝十五歩貸湖面積千四

百十坪同所字官ノ脇九百九十番地山林公簿面積八反二畝十五歩實測面積二千八百七坪ノ土地ヲ福岡縣採掘權登錄第九一四號外一二石炭採掘區高松炭礦業用地トシテ使用權取得ノ日ヨリ二十年間申請人ニ使用セシムヘシ

一申請人ハ實測面積ニ應シ前項ノ土地ニ對シ一箇年一坪八錢ノ割ヲ以テ被申請人タル土地所有者ニ土地使用料ヲ支拂フヘシ土地使用料支拂ノ方法ハ該土地ヲ使用開始ノ際月割計算ニヨリ初年度分全額ヲ支拂ヒ以後毎年一箇年分使用料ヲ前年十二月末日限り支拂フヘシ

一申請人ハ第一項記載ノ前段ノ土地ノ立木ニ對シ七十圓ヲ同後段ノ土地ノ立木ニ對シ百五十圓ヲ夫々補償金トシテ被申請人タル土地所有者ニ支拂フヘシ

事實及理由

申請人申立ノ要旨ハ主文記載ノ土地ニ付昭和十五年十二月十一日附ヲ以テ鑛業法第五十六條ノ規定ニ依リ福岡縣採掘權登錄第九一四號外一二石炭採掘區高松炭礦業用地トシテ使用ノ件福岡縣山監督局長ノ許可ヲ受ケタルヲ以テ該土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲メ被申請人タル土地所有者ニ對シ協議シタル處使用料其ノ他ノ補償金ニ付協議調ハサル爲メ申請人ハ前記ノ土地ノ使用料トシテ一箇年一坪ニ付六錢ノ割ヲ以テ支拂ヒ又補償金トシテ前段ノ土地ノ立木ニ

對シ五十圓後段ノ土地ノ立木ニ對シ百五十圓ヲ夫々支拂ヒ使用セシムヘシトノ裁決ヲ仰キタシト謂フニ在リ

被申請人三好和吉郎答辯ノ要旨ハ申請人ノ土地使用許可後ノ使用料ニ關スル協議ハ不十分ニシテ協議調ハサルモノトシテ本申請ハ不當ナルヲ以テ却下セラルヘシト云ヒ且使用料ニ關ジテハ關係土地ノ山林タル現況クミニ據ララル鑛業用地トシテ使用セラレタル結果ノ土地ノ發展ヲ豫想シ認定スヘキヲ以テ本件ニ付テハ使用期間二十箇年ノ中間タル十箇年後ノ狀況ヲ基準トシ算出スヘキモノナリト云ヒ近地ニ一箇月坪當十錢乃至十三錢ノ實例アリト申立タルノミニシテ確定シタル使用料ニ付テハ言明セス又土地ノ立木ノ補償金ニ付テモ申請人ノ申請價額ハ不當ナリト云フモ一定ノ價額ハ要求セス

尙本件土地ノ實測坪數ハ申請人ノ獨斷ノ測量ニ據リ算出セラレタルモノナルヲ以テ實地ト相違セリト云フ

按スルニ主文記載ノ土地ハ昭和十五年十二月十一日附福岡一五年第一〇號ヲ以テ福岡縣採掘權登錄第九一四號外一二石炭採掘區高松炭礦業用地トシテ二十箇年間使用ノ件許可シタル處ナルヲ以テ被申請人ハ申請人ニ對シ之カ使用ヲ爲サシムヘキモノナリ而シテ本件土地ノ使用料ニ付テハ當近傍ニ於テ通常ノ場合山林土地ノ賃貸ノ例ナキヲ以テ耕地ノ小作料ト其ノ土地ノ時價トノ比率ヲ檢シ更ニ近傍類地ノ賣買價格相續財產査定額等を參酌シ其ノ率ヲ乘シ現地ノ

石炭統制會に關する燃料新聞の論評

(日刊工業新聞一四・三〇)

商工省では石炭統制會設立を具体化すべく機を熟するを待つてゐるが、石炭業界の實情は石炭聯合會常務理事茂野吉之助氏が當局に對し私案を提出し、その設立運動を進めてゐるのみで日本石炭その他三井、三菱の大手筋をはじめ石炭業者は依然として同氏の運動にも大して動かさず一向熱意を示さず、現状のままに於ては到底政府當局の意圖する如く急速なる實現は困難視され、當局としてはかゝる業者の消極性に對し不満の意嚮を有してゐる。即ち商工當局としては石炭統制會は徒らに押しつけて設立すべき性質のものではなく、業者が自發的に設立を希望し當局と協力し以て圓滑なる運営が可能なる組織とすることを理想とし、未だ正式には統制會設立を從憑して居らぬが石炭界の傳統と複雑性、人的對立などは容易に解消すべくもなく在舊日を過す現狀に鑑みれば、當局としても最早これ以上時期の遷延を許さずとする強硬論が頻りに強調されるに至り、石炭統制會に限り鐵石油統制會の設立經緯と異り當局案の強行より外はないと見られるに至つてゐることは極めて注目される。

石炭業界輿論の不一致は三井、三菱大財閥間の連絡協調の行はれない上に中小炭礦が多數介在し、これがまた一

通常受クヘキ損害ニ依リ認定スルトキハ一箇年一坪ニ付六錢ノ使用料カ標準ト認メラルモ鑛業上ノ目的ニ供セララル場合ニ在リテハ一般ニ賃貸料ハ比較的割高ニ見積ララルヲ以テ申請人ノ使用料ハ至當ニ非ス從ツテ一箇年一坪八錢ノ使用料ヲ相當トス

立木ノ補償金ニ關シテハ立木ノ利用セララル範圍ニ於テ申請人ニ支拂ハシムヘキモノナルヲ以テ主文記載ノ土地ニ存スル薪炭用ニ供スル程度ノ松木雜木ノ補償金ハ主文記載ノ前段ノ土地ニ付テハ七十圓後段ノ土地ニ付テハ五十圓ヲ相當トスレトモ後段ノ土地ニ對シテハ申請人ノ申請補償額ニ應シ百五十圓ト査定ス

尙申請土地ノ實測面積ニ關シテハ申請人ト被申請人間ニ於テ境界ノ認定相違セル爲意見一致セサルモ昭和十六年三月十八日申請人ハ關係土地地元有志淺川區長三好壽吉外六名立會ノ下ニ再調セル結果相違ナキコトヲ立證セルニ依リ之ヲ正當ナルモノト認メ申請書記載ノ面積ヲ採用セリ

仍テ主文ノ如ク裁決ス

昭和十六年三月三十一日

福岡縣山監督局長 中村幸八

大勢力をなしてゐるのみならず、現存生産統制機關たる石炭聯合會と配給統制機關たる日本石炭との協調は人的對立の關係から圓滑を缺き、又日本石炭それ自身としても半官半民の國策會社であるにかゝはらずその人的構成は三井系をもつて獨占せられ、これが結果として三菱との對立、其の他舊昭和首腦部に對する諸會社の反感と相錯綜してゐることに原因して居りかゝる複雑多岐にわたる炭界を統御して行くには強權を以てするより外はないと見られるが、特に指摘強調されなければならない点は石炭業者が政府の石炭政策に對する極めて消極的なこととで、時局の重大性に鑑み速かなる國策協力態勢の顯現が各方面から要望されてゐる。

尙燃料局では石炭統制會の圓滑なる運営といふ見地から銳意各案に検討を進めてゐるが、刻下の要請が石炭増産といふ大眼目に置かれてゐるに鑑み、また人的構成の困難性から統制會は生産統制を主眼とする組織とすることに傾いてゐることは注目される。即ち石炭問題の重点は配給統制は不充分なる活動を續けてゐると雖も、國策會社として日本石炭があり配給面に關しては大した問題がないに反し生産方面については年々一割餘の増産が重要せられ、これが目的達成のためには生産統制機構の整備を徹底せる方針に基づく増産強行の必要が痛感されてゐるもので、この際徒らに摩擦を起してまで配給面との結合による理想案を強行する

よりも、先づ生産統制重点の統制會を設立すべきであるといふ意見に傾いたもので、これが實現すれば目下當局に於て最も腐心してゐる人的構成も圓滑に進むわけである。而してこの案による統制會は石炭聯合會を主体としこれに配するに中小炭礦を以てし、配給面については單に日本石炭が援助協力といふ形になるべく、従つて人の組合せも石炭聯合會を主とし日本石炭を従とすることになるものと見られる。

(日本鑛業新聞)

日本石炭株式會社は設立以來本來の使命遂行に缺くる所あり、絶えず炭界の非難を受けつゝあつたのであるが、昨今は軍官民の猛烈なる非難攻撃の的となつてしまつた。この様な時に石炭統制會誕生近きの聲を聞いた吾人は、日本石炭の弱体性補強の意味に於て石炭統制會に對する期待は相當大きかつたのである。

然るに聞く處によれば我々の期待に反し、當局は是れに對し強權性を附與しないと聲明したと云ふことである。曩に日本石炭の弱体性を攻撃せる當局にして、今に至つて何故に統制會をも重ねて弱体なるものとして組織せんとするものであらうか。

統制會の胴體であり或は手足となるべき日本石炭を是正することなく、しかも是れに附するに力なき頭腦を以てしたとて何が出來得ようか。

現下の我國石炭界に強力なる統制が必要なるは一人として否定し得ないであらう。かゝる時勢に我國唯一の統制機關たる日本石炭の貯炭場設置問題が、財閥の反對に會つてもろくも潰滅した事實は何を物語るのであらう。財閥と雖も統制に反對する程類迷とは思へないので、此の日本石炭の要求を抑潰した裏には相當の理由がある事と思はれる。

蓋し日本石炭は設立に當りあまりに財界に依存した爲に政治力を喪失し、指導原理を持たざる有名無實の統制機關として誕生したからである。即ち官と民との緩衝機關化し、結極双方より輕蔑されるの悲運に立ち至つたのである。それ故昭和會の統制への便乗機關の觀もある日本石炭が、單獨又は同會に對立するが如き行動を昭和會即ち財閥が喜ばないのは當然であらう。

此の様に政治力なき統制機關は無意味である。此の誤謬を根本的に是正せずして無力なる統制會を幾百組織する共、魂なき人形と同じく常に他動的であり主客顛倒の矛盾行爲を繰返すことであらう。又暫定的に弱体なものでも成立させるが便利と言ふならば、あまりに形式に捉はれ過ぎたる御都合主義者としての非難を受けねばなるまい。第二の日はは無用である。

顧みるに現下の國際狀勢に於て石炭の持つ役割は眞に重大である。姑息なる統制を修正し速かに生産に配給に、より強固にして政治力ある統制機關を設置す可きである。就て

は現行機關たる日炭の機能を強化する事を急務であつて日炭を強化する事なく否日炭を強化する指導力なくして重ねて弱体の統制會を設置せんとするは、餘りに舊体制的觀念による事務的行爲であると思ふ。

もはや形式や理論の時ではない。百千の理論よりも一つの強力なる實踐が尊い時代である。

(日本燃料新聞)

石炭統制會設置を目前に控えて炭業部門の再編成が各方面において論議され、商工省燃料局においても寄々部内協議を進めてこれが設置を見た場合の實効につきあらゆる角度から検討されてゐるが、わが炭業の特殊事情に漸く認識した官僚筋では、這般滿業の鮎川總裁の、前小林商相に進言せる炭鑛業の合同論に對し企畫院を中心とする關係當局から反對され、機械論的統合論の端緒を開いたが、最近に至つては石炭生産が單なる工業生産と相違する實情、殊に現行探炭が總体して驅り集め式の増炭に過ぎない点を指摘しいくら資本の結合を圖つてもより以上の實効を齎すことは至難と見てゐるのみならず、進んで統合による摩擦乃至機構の膨脹から來る運営の至難な点を強調して、一元の炭礦企業の合同を否定するまでに徹底化して來た。

従つて統制會の設置はかゝる点を考慮の上、生産並びに配給兩部門の緊密強化を圖ることとなつたが、兩部門を一元の機構の下に率することは至難であつて、生産部門の訓練

が昭和系大炭礦を除いては殆ど徹底し得ず、更に配給部門に於ける日炭の機構を以てしても猶ほ且つ現在の機能しか發揮し得られない實情に鑑み、先づ以て生産の統制機構と日炭と存置併行せしめ、統制會は運用の妙味を狙つてこれ等兩部門の緊密強化を圖ると共に、フューラー・システムによる生産の重点主義を行はしめるべきが必要なりとされてゐる。従つて、日炭の配給部門に於ける強化にしても、生産部門に直接タッチしない以上現行配給機構を改廢することは無いものと見られ、日炭の買取、賣戻しの現行統制を以て従来通り配給統制の強化を行つてゆくものと見られるが、生産統制機構に比し未だ整備されぬため、先づ炭田別に統合組織を有ち、これを大炭礦と中炭礦とに區別して全國的統制機構を編成するが、石炭礦聯の主張する年間五十萬噸程度を限界として區別すべしとの点には炭礦財閥筋も異論ない模様だが、たゞ北海道、常磐炭田は現行機構に差したる影響を來さないが、九州等西部地方の事情が錯綜し且つ互助會石炭の如き有力團體が全國的統制機構編成のために行ふ發展的解消を拒みつゝあるのみである。中央關係當局はじめ炭礦財閥筋では、石炭生産の飛躍的擴充に當り従來の如き政治的取引を以て臨むことの誤謬につき西部の各團體に釋明を求むれば、現機構で大した摩擦なしに炭業における生産統制の機構を整備し得るものと見てゐる。而して炭業に對する官僚筋の見解が一昨年八月全國

石炭會社設立企圖の當時に比し著しく變貌し來つたことは官僚側の大きな努力の結果ともいへるが、これは官僚側の炭業財閥に對する後退と見るよりも寧ろ政府が眞の石炭生産の擴充策に熱意を有つに至つた結論であつて、炭業部門に於ける現在の實情を深く認識した當然の歸結だと關係筋では見てゐる。従つて統制會の設置はあくまで石炭の生産擴充を前提として推進せしめられるもので、増産對策の一環として戰時下要請の強化方針を辿るものと見られるが、來月上旬ごろからこれが具體的討議を見る模様である。然して石炭統制會の設立が増産推進力の一環として取擧ぐるに至れば、當然當然生産統制團體と日炭との協力を第一要件とするがこれが實現には先づ人的要素の如何にかゝり、多士濟々の炭業部門にして猶ほ且つ本邦の炭業を背負ひ立つ人士は尠いと見てゐる。即ち各炭礦財閥の人物は、過去における財閥の埒内に立籠り比較的無色透明の好感を與へることが出來ず、一時牧田讓氏推擧の報導も行はれたが帝人石油の總裁の地位にあり且つ表向き看板よりも寧ろ實行力の伴ふフューラーを必要とする諸般の狀勢に鑑み、現在日炭の社長であり、石炭礦聯の會長たる松本健次郎氏を除いて他に適確な會長は見當らぬものと目される。殊に統制會の設置が、現在の日炭機構をその儘存置し新た

に整備を圖るべき生産機構の統合に重点を置かねばならぬ事情からして、最も摩擦面を惹き起し易い西部一特に互助會方面との妥協を圖る上で同氏に對する推擧の要望が昂つてゐる。而して今後の統制會の運用においても重点主義に基づく増産對策から、資材、配分において、或は金融並びに炭價問題等すべて中小炭礦の犠牲を強要しつゝある客觀的狀勢に鑑み、同氏の手腕力量による中小炭礦筋との圓滿妥結方を最も要請されてゐるが、たゞ各社の重役を兼任してゐる松本氏が果して各社との關係を絶ち炭業界のフューラーとして専念するか何うかに危懼をいだかれてゐる。しかし同氏と昵懇の間柄にある某筋の觀測では、炭業部門内における會長就任の要望が熾烈であれば、應召の氣持で政府の任命を受諾する用意あるものゝ如く云はれてゐるので、同氏會長就任に異議ない財閥筋の動きから見ても適任者と見られる。

商工省異動(四月十一日)

官廳事務の再編成方針に基づく商工省の機構改革は特許、燃料の兩外局が十一日付を以て實施、人事も異動したるに引續いて十二日付官報を以て全面的に分課規程を改正、即日施行されて愈々を實現をみるこゝとなつたが、これに伴

ひ次の如く廣汎なる人事異動が發令された。特許局、燃料局などの外局をも加へれば總數二部十五課の減少となつたものゝ、これによつて大課長を充實、戰時經濟の新段階に對處することになつたのは注目される。

- 商工省令(十一日)
- 特許局事務官 南 好雄
- 特許局長官房總務課長を命ず 官房文書課長 山本 茂
- 勅任工務官(東京)總務局勤務を命ず 貿易局第二部長 豊田 雅孝
- 貿易局第一部長 官房秘書課長 奥田 新三
- 貿易局第二部長 官房秘書課長 新井 茂
- 貿易局總務課長 官房秘書課長 高嶺 明達
- 滿洲國經濟部工務司長 官房文書課長 白井 義三
- 官房調查課長 官房報道課長 辻 邦生
- 滿洲國經濟部物資調查課長 官房文書課長 山本 高行
- 總務局經理統制課長 官房文書課事務官
- 總務局資金調整課長

總務局物資調整課長	平井富三郎	監理局保險課長	榎本謙吾
總務局書記官審議室付	細川政之助	貿易局化學農水產課長	岡田武彦
鑛産局總務課長	山口六平	振興部總務課長	岡田武彦
鑛産局鑛業課長	渡邊誠	振興部商務課長	岡田武彦
鑛産局產金課長	松田太郎	振興部金融課長兼施設課長	福田喜東
鑛産局調整課長	岩崎松義	振興部工務課長	藤優美
鑛山局非鐵金屬課長	佐藤笠太郎	特許局總務部調査課長	桑田俊夫
物價局第二部價格課長	和田太郎	特許局審査第一部登録課長	高井孝藏
機械局動力機械課長	霜島潜	官房調査課長	水谷良一
機械局精密機械課長	溜淵忠利	貿易局總務課長	越智實
機械局産業機械課長	石田祐次郎	貿易局第一部施設課長	根岸保吉
振興部總務課長兼工業組合課長	武内征平	貿易局第二部機械化學課長	吉田悌二郎
纖維局綿業課長	美濃部洋次	特許局總務部出願課長	桐山喜一郎
纖維局羊毛製品課長	保科治朗	貿易局第二部農水產課長	
纖維局絹毛課長	中島尙文	貿易局第一部検査課長	
總務局書記官	保科治朗	貿易局勤務	
監理局商政課長	美濃部洋次	纖維局綿業課長	
監理局生命保険課長兼損害保険課長	武内征平	物價局總務課長	
	石田祐次郎	貿易局總務課長	
	榎 勉	貿易局事務官	
		工務官(奏任)(大阪)	

化學局事務官	中島尙文	特許局審査第三部長を命ず	特許局技師	大西冬藏
工務官(奏任)(東京)	保科治朗	特許局審査第四部長を命ず	燃料局事務官	天日光一
物價局事務官	美濃部洋次	燃料局長官官房總務課長を命ず	燃料局事務官	勝村福治郎
企畫院書記官(專任)	武内征平	燃料局長官官房企畫局長を命ず		
機械局生産機械課長	石田 福			
企畫院書記官(專任)	江崎千準			
貿易局機械金屬課長	妹川武人			
滿洲國經濟部工務司長	南 好雄			
東京鑛山監督局總務部長	堀川冬弘			
東京鑛山監督局長	猪熊信二			
東京鑛山監督局總務部長事務取扱	關本賢治			
特許局長官房總務課長を命ず	中林朝吉			
特許局長官房指導課長兼務を命ず				
特許局事務官				
特許局長官房指導課長兼務を命ず				
特許局事務官				
特許局審査第一部長を命ず				
特許局技師				
特許局審査第二部長を命ず				
特許局技師				

石炭輸送を計畫化

愈よ専用船の就航實現

十六年度における石炭の需給状態は十五年度における増産計畫が豫想通り好成績を収めたので相當圓滑化するものと見られてゐるが、商工省では更に一步を進め鐵礦石用輸送船に倣ひ石炭専用輸送船の定期就航化により石炭輸送の萬全を期しその供給確保を圖ることとなり、陸海軍、逓信及び企畫院の各關係官廳と協議中のところこの程漸く成案を得たので、四月中旬を期し第一船を就航せしめることとなつた。

而して右は軍需優先の見地より軍關係の製鐵用原料炭の輸送に重点を置き、特殊の船を以て内地と大陸諸積出港との間に半定期的に石炭輸送を行ふものであるが、更に民需關係についても大口消費者たる製鐵業者、ガス業者等の要望

に應へ目下逓信當局と折衝してこれが専用輸送船を就航せしめるやう協議を進めて居り、逓信當局としても賛成の意圖を有してゐるので大体實現を見る模様である。(福日) 尙右の外商工省では北海道炭の輸送に關しても從來も不定期船を或る程度定期化すると共に、九州炭の輸送に關しても十五年度同様重油の特配を行つて石炭輸送の萬全を期することゝなつた。

十六年度上半期石炭配給一割増

商工省の計畫完了

商工省燃料局ではかねてより十六年度上半期(四月より九月まで)における石炭配給計畫を作成中であつたが、このほど大体完了したので、一萬トン以上の大口需要者については三月廿九日中にそれ〴〵石炭配給調整規則に基づき購入許可數量を指令するに共に、卅一日までに日本石炭株式會社及び各府縣の統制機關の配給計畫を同様規則に基づいて承認することゝなつた。而して上半期に於ける石炭の供給は本年度に於ける内地出炭量の増加及さ外地北支よりの原料炭の移輸入増加が豫定されてゐるため、平均して大体今年度上半期よりも一割増となる見込である。 近く製鐵用、鐵道船舶用、日本發送電などの大口需要者

については供給確保について特に考慮したため大体希望に近い數量が供給されるものと見られ、纖維工業、醸造工業の如き平和産業も大体現在と同様の供給を受け得る模様であるが、當局としては上半期は全般的に消費は少なくて濟むから可及的に貯炭し下半期に備へるやう希望してゐる。 かくて上半期の石炭供給は從來より非常に圓滑化することゝなつたわけであるが、商工省では右配給計畫遂行の萬全を期するため外地、北支、北海道、樺太などよりの石炭輸送船の確保について逓信省側の一層の協力を要望することゝなる模様である。(大毎)

探礦獎勵金交附範圍擴大

商工省では四月九日附で探礦獎勵金交附規則の一部を改正即日實施する。改正要點左の如し。(大毎) 一、從來は水平坑及び堅坑のみに獎勵金を交附してゐたが今回これに加へて試錐坑にも延長、一メートルにつき最高廿圓の獎勵金を交附することゝした。 二、硫黄については從來東北六縣所在の鑛山についてのみ獎勵金を交附してゐたが今回これを全國的に交附することゝした。

鑛工業總力發揮委員の顔觸決定

商工省では戦時下鑛工業生産力を最も有効に發揮させるため、今回同省の諮問機關として商工大臣の監督下に鑛工業總力發揮委員會を設置することゝなつたが、廿日附をもつて右に伴ふ委員會官制を制定、即日實施すると共に委員の顔觸れを決定した。なほ第一回總會は三月廿四日午前十時より神田學士會館に開催、委員會の構成並びに今後の運用方法につき協議することゝなつた。

鑛工業總力發揮委員

(會長)商工大臣小林一三(委員)小畑企畫院次長、阿南陸軍次官、豊田海軍次官、小島商工次官、大貝特許局長官、東商工省燃料局長官、山田逓信次官、鈴木鐵道次官、兒玉厚生次官、伍堂工組中央會會長、大河内理化學研究所長、松本石炭工業聯合會會長、井坂日本アルミニウム社長、津田大日本紡織會會長、平生日鐵社長、橋本日石社長、伊藤日本鑛業社長、松山日本梳毛生工組理事長、三井日本鐵工製品工組聯合會理事長、渡邊日鐵常務、寺尾帝國石油資源開發社長、羽生日資綿織物工組聯合會理事長、野口日本窒素取締役社長、牧田帝燃總裁、白石日本鋼管社長、渡邊日本特殊鋼社長、山口東京芝浦電氣社長、中川日本輕金屬社長、小平日立製作社長、斯波三菱重工業社長、高島製紙聯合會會長、大矢住友化學工業專務、

鑛谷川崎重工業社長、田宮神戸製鋼社長、石川日産化學工業社長、石原特殊製鋼社長、今井日本産金社長、大野旭ガラス社長、金子淺野セメント取締役、春日住友金屬工業社長、辛島東洋レーヨン社長、片倉日本ステールファイバー織物工組聯合會理事長、川島三井鑛山取締役會長、河中三菱鑛業取締役會長、古田住友本社取締役、菅帝國鑛發社長、外八名

別府に保養所

工・鑛業戰士に贈る

健康保険所では北九州地方の急激な工業化と筑豊地方炭山の繁忙と共に次第に重大問題とならうとしてゐる。工場鑛山従業員の健康問題に關し健康保持から進んで休位の向上に一役を買つて出ることになり、別府市附近の景勝の地に福岡大分兩縣合同で健康保険保養所(假稱)を設置すべく、目下鋭意調査中であるが、實現すれば健康保険被保險者中身体脆弱者や過勞のため休養を要する者、或は骨折患者の豫後療養を要する者などを無料で收容し、場合によつては傷病手當や旅費をも支給する筈で北九州筑豊方面數十萬健康被保險者にとつて非常な福音とされてゐる。(福日)

産めよ殖せよにも協力

なほ去る昭和七年以來實施して來た健康保険被保險者の助

産手当支給制度は従来の助産の手當支給資格證明書下附申請など面倒な手続きを要したので今回これを廢止し、その代りこれまで十圓であつた分娩費を二十圓支給することに改正、こゝにも些少なから産めよ殖せよに協力することになつた。

講談となる故吉田磯吉翁

明治、大正、昭和を通じて俠名を一世に謳はれた快俠吉田磯吉翁一代記が、今賣出しの講談界の新人實井馬琴師の名調子と張扇で、昭和の日柳燕石として口演されることになつた。

去る昭和十一年七十歳を一期としてその華やかな幕を閉じた磯吉翁は、人も知る九州若松の生んだ大親分、慶應三年遠賀郡蘆屋町に徳平翁を父として生を享け、その壯年期を俠客道の真髓、義理と人情で押通した人で、その間幾多鐵火の洗禮を受けたが功なり衆望を擔つて代議士に當選、民政黨に席を置き帝國議會においても隠然たる一勢力をなしてゐたもので、波瀾に富む翁の一代記は幾多の教訓と津々たる興味をそゝるものがあり、新人馬琴の演述によつて翁生前の面目を廣く世人に紹介することにならう。

資料蒐集のため四月十三日來若した實井馬琴師は旅館ひさやに落ちついて「私は磯吉親分の一生に非常に興味を持つ

てゐたので、かねて演りたいと思つてゐた矢先、吉田翁傳記の編纂者小野賢一郎氏からも勧められ今度資料集めに掛けて來たわけです。吉田翁の偉さは前々から承知はしてゐましたが、けふ皆さんから色々お話を聞いてこれは簡單には行かない、どうしても纏めるのに半年や一年はかゝると思つてゐます。この夏も一週間ほど暇を作つて資料漁りに來るつもりです。恰度吉田翁は四國が生んだ維新の英傑日柳燕石の一生を彷彿たらしむるものがあり、筑紫遊俠傳昭和の燕石として上演したい考へです。かゝる作を通じて微力ながら講談界の新局面を開きたい慾望に燃えてゐます。」と語つた。

馬琴師を圍んで座談會

なほ實井氏は同日午後二時からひさ家旅館に開かれた吉田翁ほか追悼記念會主催の「實井氏を圍む座談會」に出席、故翁の養嗣子徹太郎氏始め松尾三藏代議士、伊藤健輔、芳野三郎、城水末吉、牧野藤三郎氏など翁の生前親しかつた人々十餘名から親分磯吉翁の數々の秘話、思ひ出話などを聞き、同午後六時から市内毎日座で試演會を開いた。(福旦)

石炭配給割當にカロリー制加味

東商では三月十五日役員會を開きかねて工業部會で検討中であつた「石炭の配給及消費統制に關する應急對策」原案につき協議の結果、一部修正の上これを商工省企畫院に建議することに決定した。右建議の要旨は最近に於ける石炭需給が低品位炭著るしき供給過剩に反し高品位炭は甚だしく不足の状態にあり、これが理由としては

- 一、鐵鋼業、化學工業などの生産力擴充計畫の急激なる進展に伴ひ高品位炭に對する需要が急増すること
- 一、價格、配給統制ならびに消費規正が實情に即せんため一般工場は必要以上に高品位炭を費消してゐること

の二点が挙げられるが、政府は従来の價格及び配給統制に再検討を加へ高品位炭増産對策を急速に樹立すると共に、當面の問題として現下の高品位炭の不足緩和、低品位炭使用効率の向上を圖るため特に左記事項につき十分なる措置

を講すべきであるとしてゐる。

- 一、消費規正の一部を改正し高級炭のみを必要とする工場以外の消費者に對する石炭の配給割當については噸數制にカロリー制を加味すること
- 一、下級炭の販賣區域は現在の縣ブロック制を關東地方、關西地方と云ふが如き程度の大ブロック制に改正し、かつ手續を簡易化すること
- 一、一般工場における高級炭の使用については可及的に下級炭を混合使用せしむること
- 一、統制手續の簡易迅速化をはかること
- 一、日本石炭株式會社の買取價格とブール平準價格との間の差金の授受に關する精算手續を簡易迅速にすること
- 一、中小炭礦の合同、鑛區の整理を促進するため適切なる措置を講ずること(大朝)

本會記事

△日本石炭古田副社長招待懇談會

四月十九日午前十一時より若松市公會堂に於て開催、古田日本石炭副社長等一行來若を機とし、本社では最近頓に注視されて來た石炭統制會の他の問題について同副社長より説明を聴取した。

業務部

△日本石炭との定例打合せ

四月四日 若松石炭商組合に於て開催、林業務副部長 井村第一課長出席

△本社商務委員会

四月十五日 同じく炭商組合に於て、林業務副部長、井村第一課長出席

△若松港石炭荷主聯合會準備會

四月九日 本會並に西部石炭、合同石炭及び同團體關係荷主を以て荷主聯合會を結成し、全聯合會中に協議員會を置き石炭輸送に關するあらゆる問題を協議することになった。

△九州石炭輸送對策委員會若松部會帆船分科會

四月十七日 (石炭商組合)本社より林業務副部長出席したが、機帆船用重油確保に付きて協議し、政府に對し陳情書を提出する事となり、本社も陳情書起草委員に押された。

◇長崎地區帆船運賃協議會(昭和十六年上期)

四月二十一日 石炭商組合に於て開催、林業務副部長、小川係員出席。

△海上輸送に關する懇談會

四月二十二日 炭商組合に於て、各汽船會社と九州石炭輸送對策委員會若松部會汽船分科會との懇談會を開催した。林副部長出席。

△九州石炭輸送對策委員會若松部會港灣荷役分科會

四月二十六日 (於石炭商組合)

△若松地區機帆船組合上期運賃に關し協議會開催

四月二十八日 於石炭商組合、林副部長出席。

資材部

第三回購買研究會

四月十一日 午前十時半より若松商工會議所に於て開催本會より赤司部長、野見山、町田課長外、並に出張所長、關係炭礦六十五坑出席した。

坑木委員會

四月十二日 午前十時(若松商工會議所に於て)本會より赤司部長、他町田課長、炭礦側高松炭礦外委員出席者二十名。

四月二十八日 午後一時より同じく若松商工會議所に於て開催、本會赤司部長、町田課長森本外各係員、炭礦側より石丸炭礦外十三委員出席

農林省山林會提示に依る坑木配給方法要綱を中心として協議した。

赤司資材部長、町田課長上京

炭礦物資協議會購買關係會議、坑木協會專門會出席の爲め赤司部長は四月十九日、町田課長は十五日それぞれ上京した。

業務部

鐵道部會

本月は左記の日程に依つて順次開催され、各部會を通じ牛島第三課長、丹生係員出張出席、牛島課長より業務第三課の職務の性質を説明あつた後、協議にうつり、各炭礦運炭主任より提出された各種問題について慎重に協議を遂げた。尙五分の配車につき、各坑の希望貯數を持ちより協議したが、第三課では例月通りこれを集計して門鐵局に提出、打合を行ふことになつてゐる。

四月十二日	飯塚部會	飯塚東公會堂
同 十四日	田川部會	後藤寺町役場
同 十五日	上嘉穂部會	山田町大山
同 十六日	西川部會	折尾町喜樂
同 十七日	遠賀部會	香月町役場

肥筑・粕屋・朝倉・松浦炭輸送打合せ會

四月二十七、八日門鐵運輸部貨物課主催の下に唐津市に於て開催、二十七日には各課長會議を行ひ、二十八日一般會議を開催した。本社より安西販賣第一部長、大川肥前支部主任、丹生業務第三課係員出席。

石炭輸送打合せ協議事項

- 一、本年度の送炭豫想並に仕向先數量に就て承りたし
- 二、本年度以後に於ける増産並に新計畫の概要承りたし
- 三、本年度並に本年度以後に於ける輸送に對する意見承りたし

- イ、本年度の輸送對策
- ロ、本年度以後の見透し並に輸送對策

四月二十八日唐津市役所樓上に於て午前十時十分門鐵運輸部總括高瀬書記の開會の挨拶あり。續いて門鐵道局の利田副參事及本省運輸局配車課細田事務官の挨拶あり。烏栖管内に於ける昭和十四年度に對し昭和十五年度輸送実績の説明あり。唐津送りは五、二割増、全體にては二、一割増送の成績報告あり。尙昭和十六年度に於ける前年より二、六割の増送に對し各々生産業者と輸送對策協議に入る。先づ鐵道側より西部石炭礦業聯合會の各炭礦に對し、現在

三菱勝田鑛業所 寶珠山炭礦

統制部

△秋吉統制部長上京

四月二十八日日本石炭本社と打合の爲上京。

△長崎港棧橋エンドレス設備視察

エンドレスを設置することに決定したので、十日會では長崎港に於けるエンドレス視察の爲め十五日同市へ出張統制部より丸山係員同行した。

△西部石炭關係送炭實質調査

八日、右目的の爲中村調査課長西部石炭本社に出張した

石炭試掘權設定 福岡鑛山監督局 (二月分)

試掘番號	鑛區位置	鑛區坪數	鑛業權者
福岡七、九四八	山門郡大和村、兩開村、東宮永村	八九五、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 山門炭礦株式會社
全七、九四九	企救郡松ヶ枝村並ニ海面	一、〇〇〇、〇〇〇	門司市本町 木村 悌藏
全七、九五二	嘉穂郡内野村	二〇五、八〇〇	福岡縣嘉穂郡内野村 大戸 貞造
全七、九五三	若松市地先海面	八三二、五〇〇	直方市 野上辰之助
山口五、六三九	美禰郡大嶺町	八一七、四〇〇	全 上
全五、六四〇	阿武郡嘉年村	六七、九〇〇	東京市大森區田園調布一丁目 井上 千代
		五四七、五〇〇	大阪市港區九條通三丁目 田原新一外一人

佐賀四、〇二二	神埼郡城田村、千歲村、三養基郡三川村	五八〇、六〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 三井鑛山株式會社
全四、〇二二	佐賀郡東與賀村地先海面	四七〇、四〇〇	全 上
全四、〇二三	全郡久保田村地先海面	三〇八、五〇〇	全 上
長崎四、九一三	西彼杵郡時津村	九〇六、〇〇〇	佐世保市潮見町 富田保 外二人
全四、九一四	全郡全村並ニ海面	二七一、〇〇〇	全 上
全四、九一六	東彼杵郡下波佐見村、折尾瀬村、上波佐見村	九八一、二〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社
全四、九一七	南高來郡守山村地先海面、山田村地先海面	九六八、二〇〇	福岡縣遠賀郡香月町 安 武 熊 一
全四、九一八	西彼杵郡時津村、三重村	五〇八、〇〇〇	佐世保市潮見町 富田保 外二人
全四、九〇三	北松浦郡南田平村地先海面、中野村並ニ海面、平戸町地先海面	七六〇、七〇〇	福岡縣遠賀郡香月町 安 武 直 人
全四、九〇四	西彼杵郡雪浦村	九八五、〇〇〇	別府市八幡區 清水松藏外一人
全四、九〇五	全郡喜々津村並ニ海面、諫早市	九八九、七〇〇	門司市大里的場町 三 崎 友 一
熊本三、九三七	天草郡本渡町、龜場村、櫛宇土村	一、〇〇〇、〇〇〇	佐世保市高梨町 山田德太郎
全三、九三八	全郡阿村、今津村並ニ海面	二三四、五〇〇	東京市神田區神保町 内山松枝外一人
全三、九三九	八代郡文政村、昭和村、千丁村	七七一、〇〇〇	福岡縣田川郡糸田町 岡崎 林 平
長崎四、九〇七	南高來郡山田村、守山村、愛野村	九一三、五〇〇	全縣遠賀郡香月町 安 武 熊 一
全四、九〇八	西彼杵郡三重村、式見村並ニ海面	七〇九、一〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村 田 中 雅 美

全四、九〇九	全郡江島村地先海面	九八八、〇〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村	田中雅美
全四、九一〇	全	九八〇、〇〇〇	全	上
全四、九一一	全	八八一、〇〇〇	全	上
全四、九一二	全郡全村並ニ海面	九九四、〇〇〇	全	上
大分四、一八六	大野郡百枝村、柴原村	四三五、二〇〇	大分縣大分郡植田村	後藤直外一人
熊本三、九四〇	菊池郡原水村、大津町、陣内村	一、〇〇〇、〇〇〇	福岡縣八女郡羽犬塚町	椿原乙藏外一人
宮崎三、〇九七	宮崎市、宮崎郡清武村	九八九、〇〇〇	東京市世田谷區三宿町	中村直三郎外一名
全三、〇九八	全	九六六、四〇〇	全	上
全三、〇九九	宮崎郡清武村、赤江町	七四六、五〇〇	全	上
全三、一〇〇	全郡清武村	九八九、〇〇〇	全	上
全三、一〇一	全郡赤江町	六六五、八〇〇	全	上
全三、一〇二	全郡全町、清武村宮崎市	九六四、四〇〇	全	上
全三、一〇三	宮崎郡清武村	九八九、〇〇〇	全	上
全三、二〇四	全郡赤江町	九五二、二〇〇	全	上
佐賀四、〇四三	杵島郡北有明村、南有明村並ニ海面	九五二、二〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町	久恒得郎外一名
全四、〇四四	全郡福富村、白石町		福岡市船津町	久恒得郎外一人

佐賀四、〇四五	藤津郡馬島村、鹿島町、濱町並ニ海面	九四四、〇〇〇	全	上
全四、〇四六	全郡鹿島村、鹿島町、龍王村	九五五、三〇〇	全	上
全四、〇四八	東松浦郡嚴木村	九五、八〇〇	唐津市	井上泉
全四、〇四九	全郡入野村並ニ海面	四一〇、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡幸袋町	櫻井英夫外三人
全四、〇五〇	全郡全村地先海面	八四三、〇〇〇	全	上
長崎四、九三七	東彼杵郡折尾瀬村	二七五、〇〇〇	名古屋市熱田區池内町	株式會社鈴木石炭商店營業部
全四、九三八	全郡早岐町	一三八、〇〇〇	全	上
全四、九三九	東彼杵郡彼杵町	九九三、三〇〇	福岡市大名町一丁目	高須重彦
全四、九四〇	南高來郡守山村地先海面	九九一、九〇〇	福岡縣遠賀郡香月町	安武熊一
佐賀四、〇五一	藤津郡吉田村、能古見村	九五二、七〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場淺市
熊本三、九五六	宇土郡那浦村	九七九、七〇〇	佐賀郡西松浦郡伊萬里町	藤田與兵衛外一人
全三、九五八	球磨郡木上村	九二九、六〇〇	福岡市御供所町	置鮎耕作外一人
宮崎三、一一一	宮崎郡木花村	九七三、九五〇	宮崎縣兒湯郡高鍋町	町元周藏
全五、六六一	豊浦郡豊田中村、殿居村	八七〇、二二九	小野田市東高泊	長野林造
佐賀四、〇五二	東松浦郡切木村、西松浦郡波多津村	九五二、一〇〇	東京市京橋區寶町三丁目	古川眞澄

全四、〇六一	藤津郡大浦村地先海面	九九五、二〇〇	全	上
全四、〇六二	全郡全村地先海面、長崎縣南 高來郡土黒村地先海面	九九八、二〇〇	全	上
全四、〇六三	藤津郡大浦村地先海面	九九七、〇〇〇	全	上
全四、〇六四	全	九九八、〇〇〇	全	上
全四、〇六五	全郡多良村地先海面	九九六、六〇〇	全	上
全四、〇六六	全郡七浦村地先海面、多良村 地先海面	九九五、二〇〇	全	上
全四、〇六七	全郡多良村地先海面	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇六八	佐賀郡大詫間村地先海面	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇六九	藤津郡七浦村地先海面、多良 村地先海面	九九六、六〇〇	全	上
全四、〇七〇	全	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇七一	全郡大浦村地先海面	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇七二	全郡多良村地先海面、大浦村 地先海面	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇七三	全郡多良村地先海面、佐賀郡 大詫間村地先海面	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇七四	藤津郡大浦村地先海面	九九八、二〇〇	全	上
全四、〇七五	全郡全村地先海面、長崎縣南 高來郡土黒村地先海面	九九八、八〇〇	全	上
全四、〇七六	西松浦郡伊萬里町、黒川村並 海面	七四七、五〇〇	全	上

全三、九六三	玉名郡腹赤村地先海面、長洲 町地先海面	九八〇、〇〇〇	全	上
全三、九六一	球磨郡西瀬村、藍田村	九六四、〇〇〇	全	上
全三、九六二	菊池郡護川村、北合志村、 平眞城村	五四一、〇〇〇	全	上
全三、九六三	天草郡中村並海面	九六七、五〇〇	全	上
長崎四、九四一	東彼杵郡宮村並海面	七七、〇〇〇	全	上
全四、九四二	南高來郡大三東村地先海面	九八〇、〇〇〇	全	上
全四、九四三	全	九八〇、〇〇〇	全	上
全四、九四四	全郡全村地先海面三會村地先 海面	九八〇、〇〇〇	全	上
佐賀四、〇五三	藤津郡多良村地先海面	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇五四	全郡全村地先海面、大浦村 地先海面	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇五五	全郡大浦村地先海面	九九〇、〇〇〇	全	上
全四、〇五六	全郡多良村地先海面	九九六、二〇〇	全	上
全四、〇五七	全	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇五八	全郡全村地先海面大浦村地先 海面	九九七、五〇〇	全	上
全四、〇五九	全郡大浦村地先海面	九九七、四〇〇	全	上
全四、〇六〇	全郡多良村地先海面、佐賀郡 大詫間村地先海面	九九七、五〇〇	全	上

礦區番号	礦區位置	新鑛業權者	舊鑛業權者	理由
山口 五四〇	山口縣小野田	日産化學工業株式會社	濱田 淺一	讓渡
長崎四、九四五	南高來郡土黒村地先海面、佐賀縣藤津郡大浦村地先海面	八六〇、七〇〇	東京市二本橋區室町二丁目三井鑛山株式會社	上
全 四、九四六	南高來郡土黒村地先海面	五三八、九〇〇	全	上
熊本三、九六四	天草郡楠甫村、今津村、大浦村並海面	八七一、九〇〇	佐保市園田町	谷本欣四郎
全 三、九六六	全郡大浦村、楠甫村並海面	九八六、一五〇	全	上
全 三、九六七	令津村地先海面	八二六、六五〇	全	上
全 三、九六八	全郡今津村、阿村並海面	九九九、三二〇	福岡縣宗像郡福間町	坂田類次郎
全 三、九六九	玉名郡月瀬村、江田村、米富村	九七四、四〇〇	小倉市富野	藏内完外二人
全 三、九七〇	全郡高道村地先海面、鍋村地先海面	九八〇、〇〇〇	全市富野	藏内合名會社
全 三、九七一	全郡鍋村地先海面、腹赤村地先海面	九八〇、〇〇〇	全	上
全 三、九七二	全郡腹赤村地先海面	九八〇、〇〇〇	全	上
全 三、九七三	全郡鍋村地先海面、腹赤村地先海面	九八〇、〇〇〇	全	上
山口五、六六三	厚狹郡船木町、厚狹町、小野田市	四二四、〇〇〇	宇部市東區琴芝	藤村武人

石炭採掘權移轉

三月中

礦區番号	礦區位置	新鑛業權者	舊鑛業權者	理由
長崎 二二八	北松浦郡鹿町村	深町 小四郎	籠 爾 吉	讓渡
福岡 五五九	粕屋郡宇美町	東邦炭礦株式會社	深坂炭礦株式會社	讓渡
// 一二二	志免町	//	//	//
// 一二九六	//	//	//	//
// 一三二八	//	//	//	//
// 一三二九	//	//	//	//
// 一三五四	田川郡安真木村	//	野上鑛業株式會社	//
// 一二三	嘉穗郡山田町	//	//	//
// 一二一六	//	//	//	//
// 一二六九	桂川村	//	//	//
// 一二七〇	穗波村	//	//	//
// 一二四五	田川郡勾金村	//	野上鑛業株式會社	//
// 一二九七	伊田町	//	太田修吉外一	//
// 一二四五	勾金村	千々和 虎次郎	太田修吉外一	//
// 一二九七	伊田町	//	太田修吉外一	//
佐賀 一	佐賀縣藤津郡久間村	株式會社 親和銀行	角口 菊藏	權根抵當

石炭採掘鑛區異動

三月中

鑛區番號	鑛區位置	變更事由	鑛業者
福岡 三三八	粕屋郡志免町	増區	東邦炭礦株式會社
長崎 四五八	北松浦郡小佐々村	//	日産化學工業株式會社
// 四九四	// 山口村	//	//
// 一八八	// 鹿町村江迎	合併	麓 蘭 吉
// 六五九	//	商號變更	南天草炭礦株式會社
熊本 三八	熊本縣天草郡魚貫村	本店移轉	野上鑛業株式會社
福岡 一二二	田川郡安真木村	//	//
// 一一三	嘉穂郡山田町	//	//
// 一三〇	//	//	//
// 一二六	//	//	//
// 一二六九	桂川村	//	//
// 一二七〇	//	//	//
// 一二八八	遠賀郡香月町	増區	金丸鑛業株式會社
長崎 四九四	北松浦郡山口村	増區	日産化學工業株式會社



炭界日誌

福井生

四月一日 火

△石炭統制會の組織について、いろいろ取沙汰せられてゐる。

四月二日 水

△若松港機帆船の運賃が更改された。(若松大阪間三圓九十五錢)

四月三日 木

△日本石炭金融部の徳川鑑定課長一行石丸炭鑛を視察した

四月四日 金

△石炭品位會の罰則を撤廢して、當事者間の値引に依る解決を業者より要望し、當局も考慮中である。

四月五日 土

△企畫院に商工、陸、海軍、拓務、對滿事務局、其他關係省集合、十六年度日滿支石炭需給計畫につき協議した。

四月六日 日

△増産強調期間は三月末を以て打切ることになった。

四月七日 月

△若松港石炭類輸送組合代表者一行、重油増配の旨報を齎して歸若した。

四月八日 火

△警視廳經濟警察主催にて石炭業者との官民懇談會を催した。

四月九日 水

△福鑛局では石炭の高度増産に應じ、本省の指令に基づき上山田後藤寺間の炭鑛用鐵道の敷設することを答申した。

四月十日 木

△石炭聯合會では増産期間成績に關する懇談會を開催した

四月十一日 金

△優良鑛夫表彰を年二回實施と決定。

四月十一日 金

△燃料局主催にて十六年度石炭増産懇談會を開いた。

四月十一日 金

△金光厚生大臣は本日の閣議に於て石炭増産状況を説明した。

四月十二日 土

△石炭のカロリー別規格の差答の擴張が來期より實施せらるゝことになつた。

四月十三日 日

△日本石炭では三千萬圓の社債を發行することになつた。

四月十四日 月

△本年度上期の石炭配給合理化につき種々研究されてゐるが、勞務対策と資材供給の圓滑化が先決問題とされてゐる。

四月十五日 火

△東京商工會議所役員會開催、高級炭消費規正改訂を建議した。

四月十六日 水

△福鑛局管内炭礦の購買組合では卸商として取扱はるゝやう陳情することになつた。

四月十七日 木

△赤司本會資材部長上京

四月十八日 金

△企畫院では、日滿支石炭物動に關する懇談會を開催した

四月十九日 土

△本社では古田日本石炭副社長を迎へて懇談會を開いた。

四月二十日 日

四月二十一日 月

△古田日本石炭副社長、北松炭田を視察した。

四月二十二日 火

△石炭鑛業聯合會定時總會。

四月二十三日 水

△日本石炭若松石炭分析所が設置されることになつた。

四月二十四日 木

△福鑛局管内優良勞務者表彰式が舉行された。

四月二十五日 金

△若松港機帆船組合では運賃二十四五錢の引上を要求したが許可されなかつた。

四月二十六日 土

△八幡製鐵所技術主任等滿洲炭坑視察に出發することになつた。

四月二十七日 日

△福鑛局では二十八坑に對し、鑛夫臨時手當支給を許可した。

四月二十八日 月

△福鑛局管内に於ける重要鑛山の異動が發表された。

四月二十九日 火

△若松地區石炭回漕統制組合創立總會

四月三十日 水



編輯(後)(記)

戰時下における生産擴充の基礎物資たる鐵、石炭の生産を企圖し高度國家完成を期すべく、政府では石炭、鐵の生産實績檢討に關する協議會を設けることとなつたが、これと相關連して豊山、鈴木、小倉三相は、生産實績の不良な原因を單なる机上的探究より一步進めて、本月下旬三班に分れて現地巡視を行ふこととなつた九州地方へは豊田商相が西下し地底に潜り込むと共に、現業に携はつてゐる業者の意見を聽することになつてゐる。

また四月廿六日には首相官邸で、本年一月から三月まで行はれた石炭増産強調週間における優良鑛山と優良勞務者の晴れの表彰式が舉行された。從來各種産業の基礎資源たる石炭採掘に従事する尊い産業職士に對して、何等國家的に酬ふる事になつたのは甚だ遺憾至極であつたが、漸く政府が石炭鑛業に對し認識を新たにしこの舉に出でたる、寧ろ遅かりしとはいへ喜びに堪へない。

延び／＼になつてゐる重要産業諸部門における各統制會の法的根據となるべき重要産業團体令(假稱)は、商工省から原案は企畫院に回送された。本月末には勅令として發布される見込みであるが、常に指導原理に準據し當局を指導啓發し來つてゐる傳統と歴史を持つわが互助會では、早くも本月中旬友誼團体たる宇部、常磐北海道、西部各鑛業聯合會を打つて一丸とする生産統制團体を結成する運びとなつた。雄々しき民間團体の躍進こそ、實に非常時國家を荷負ふ物でなくして何んであらう。

互助會報・第六卷第五號

購 一册 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金のこと

昭和十六年五月二十四日印刷納本
昭和十六年五月二十八日發行

若松市本町二丁目
石炭鑛業互助會
發行人 風戸道康
編輯人 風戸道康
若松市老松町三丁目
印刷人 森 六郎
若松市老松町三丁目
印刷所 森六印刷所

發行所 福岡縣若松市本町二丁目
石炭鑛業互助會
電話 長四七八番
七三〇九番

營業品目

傳導用ゴムベルト
 傳導用Vベルト
 コンベヤーベルト
 ニューマチツクホース
 サクシヨンホース
 ホースメンター
 布入ゴム板
 ベルトワックス
 スパイラルパッキン
 其他鑛山用ゴム製品
 フレーキライニング
 ローハイドピニオン



横濱護謨製造株式会社

代理店

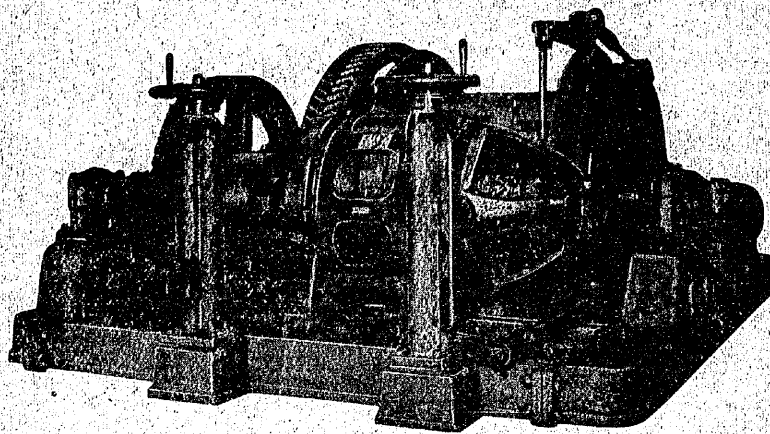
波多野護謨合資会社

小倉市大阪町九番地

電話 ⑤ 0342番

振替福岡25450番

鑛山用諸機械設計製作



營業種目

製 作 部	捲揚機	碎輪機	炭排車	販 賣 部	電線	各種電動機	ベアリング	バルブ、コック類	レール、ベルト類	ボール、ナット類	ゴム管	サクシヨンホース
	揚送機	送風機	送金機		各種電動機	各種電動機	ベアリング	バルブ、コック類	レール、ベルト類	ボール、ナット類	ボール、ナット類	ゴム管

以上多數在庫有乞照會

福岡機械製作所

福岡市上東町17

電話 東 2920番

最高級 最高馬力用 日本一品質

印 プレーキライニング

(在庫豊富)



プレーキライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードプレーキライニングの製法と全様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製プレーキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高圧の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率的逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御期待を。

最高級のプレーキライニング 本品の右に出る物なし

印 ニューマチックホース
アマノ式ベントスリーブ 發賣元
アマノ式C.Tプロテクター

マコト護謨工業所

代表者 天野靖市郎

福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)
電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マ又はマコト
電話西(2)4678番 振替福岡16695番

營業品目

キヤリドモリリ
コールドドリル
電氣捲揚機
タービン唧筒
空気壓縮機
ロックドリル
ピツクハンマー
ピツクステール
排逆風機
ヒツパラッ
エヤーホース
サクシヨンホース
各種パツキング
金鋼製チェーン
工作機械及工具

鐵工部開設

キヤリヤー・打抜チェン・炭車金物
鑄造品・鍛工品・外一般製作

奈須野機械製作所九州出張所
エーゼーゴム洋行九州出張所
O.K.社コールドリル500型發賣元

カバ 樺 島 商 會

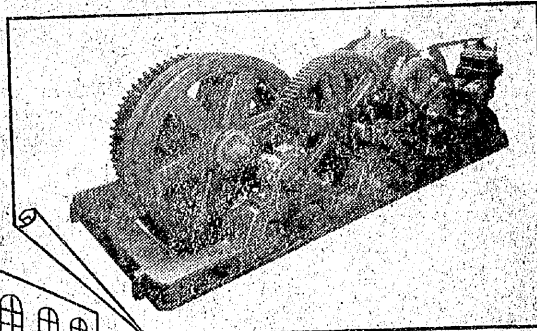
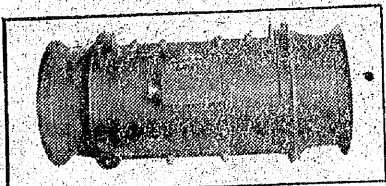
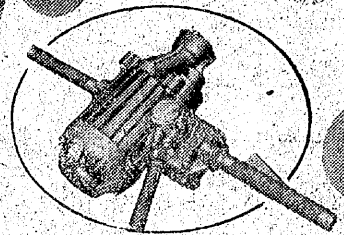
福岡市上呉服町五番地
電話東②二四八〇・二四八一番

礦山用諸機械
設計製作
現場工事一切

協和鐵工所

八幡市久喜町一丁目
電話二〇五番

礦山界、麒麟兒!!
好評噴々列!!!



株式會社千代田製作所

石炭礦山用電機機械專門製作

型錄進呈

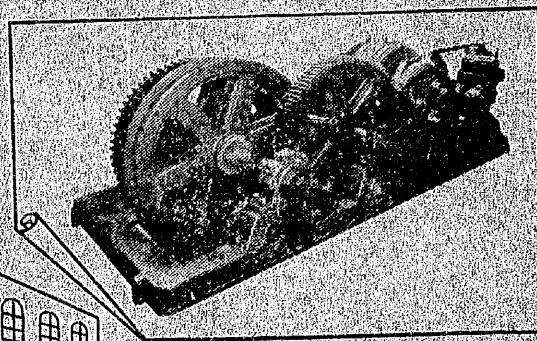
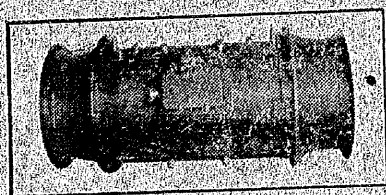
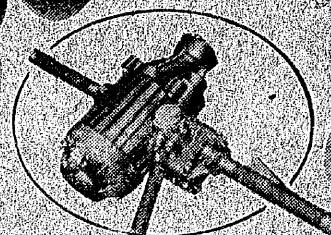
本店	大阪市西淀川区佃町一丁目一七番地	電話(45)代表七三五八
東京出張所	東京市神田区錦町三丁目一番地	電話神田(25)三〇八一
福岡支店	福岡市上小山町一二番地	電話東(2)五〇五六

礦山用諸機械
設計製作
現場工事一切

協和鐵工所

八幡市久喜町一丁目
電話二〇五番

礦山界、麒麟兒!!
好評噴々列!!!



株式會社千代田製作所

石炭礦山用電機機械專門製作

型錄進呈

本店	大阪市西淀川区佃町一丁目三番地	電話(45)代表七三五八
東京出張所	東京市神田区錦町三丁目一丁目	電話神田(25)三〇八一
福岡支店	福岡市上小町一丁目二番地	電話東(2)五〇五六

營業科目

鑛山機械、選鑛機、製鍊機
 撰洗炭機、輸送機、昇降機
 捲揚機、製鐵機械、化學機械
 設計製作、据付並ニ工事監督
 土木建築設計監督並ニ工事請負



株式會社 永田製作所

本社及工場 福岡縣若松市常盤町三丁目

電話特一、七五〇番(五)

東京事務所 東京市麹町區丸ノ内九ビル四階四四二番 電九ノ内(四八〇九番)
 札幌營業所 北海道札幌市北三條西十五丁目 電 四、五一〇番
 新京出張所 滿洲國新京興安大路四一四 電(二)六、五九五番
 阜新出張所 滿洲國錦州省阜新縣阜新 電 二二九番
 北滿出張所 滿洲國安東省密山縣滿道寬明街一〇四號 電 一四五番

昭和十三年四月七日第三種印刷物認可(每月一回二人日發行)
 昭和十六年五月二十四日印刷物認可(每月一回二人日發行)

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會